

JAS 有機表示とグリーンプロシユーマリズム

齋藤 實 男

ABSTRACT

What is the Organic Certification Rule Act by Japanese MAF (Ministry of Agriculture and Forestry) in the renewed JAS (Japan Agricultural Standard) ? How is the Organic Certification process from the application to its taking by the organic farmer related to the organization for the certification authorized by MAF ?

What kind of problem has been happened since its carrying out on 10/June/2000 (enforcement of the penalty 1/April/2001, MAF guideline effect will continue till 31/March/2001 as one of the double standards) ?

This data notebook shows the Organic Certification Rule officially announced in *The Japanese Government News Letter ('Kanpo')* 20/January/2000. The essence is as follows:

1. About organically grown produces certified by the organization authorized by Japanese MAF (Ministry of Agriculture and Forestry), the vegetables' seeds or young vegetables' plant (egg plant and so on) or grains (rice and so on) seeds should be planted in the farm which has had no pesticide and chemical fertilizer for 2 years and over. And the fruits should be harvested from the tree which

has had no pesticide and chemical fertilizer for 3 yers and over.

2. About the produces in the middle of the conversion (transformation from conventional produce to organically grown produce), 1 year and over should have passed before the harvest of those vegetables and grains as well as those fruits.
3. About wild natural produce (mashroom and so on), 3 year and over should have passed before their harvest.

We hope this certified organic label on the produce will make sure organically grown produce or not or differentiate the real organically grown produces from the conventional one to protect the consumerism (→ a prosumerism [producer+consumer] Tofler A.) movement and the consumers (→ a prosumerist). But we are afraid that the real organically grown produces from overseas, China and USA etc. may increase more and more. For the solution of this problem the most prosumerists should have strong community linkage between them and organic growers, and the Japanese government should practice the agricultural policy to protect the Japanese organic growers against free trade policy of WTO.

キーワード：情報の「非対称性」の克服，ケネディーの4つの権利，脱環境ホルモン，グリーンプロシューマリズム，産「消」提携運動，輸入有機との競争

はじめに

2000年6月10日施行のJAS有機法(2000年1月20日農水省告示, 有機農産物は「農林水産省告示第59号」, 有機農産物加工食品は「農林水産省告示第60号」[官報]号外第9号)及び「認定業務マニュアル」(農水省関係政令, 2000年5月30日)は, どのような内容か?それは, 「消費」者の権利を保護するものか?LCA (Life Cycle Assessment) 上, 総合的に環境負荷を削減すべく機能するだろうか?また, 通常の慣行栽培農家が意欲を持ったとき, 有機農法への転換を支援するものなのか?さらに, 施行後の産「消」提携運動に与えた影響や輸入有機の表示とその数量などの問題点は, どうなったか?有機農家/農業組織・食品加工業者 (B & F : Business = Food Processor & Farmer) は, どのように安全志向の「消費」者 (C : Consumer) ニーズをマーケットインし, 国・自治体 (A : Administration) = MAF (農水省 Ministry of Agriculture and Forestry) は, JAS有機法や新食糧法を通して, どのように日本の有機農業と「消費」者を保護⁽¹⁾しようとしているのか?

既に, 2000年6月には, 生産者・「消費」者向けにプリント「知っておきたい有機食品の検査認証制度」(末尾「資料1 (MAF : June/2000)」参照)が配布された。2000年8月には, MAF に数認定機関 (JONNA など) が第1次登録され, 生産農家 (生産行程管理者)・製造業者・小分け業者などの書類・サイトの検査が終了し, 2000年11月には, 末尾資料1に挙げたような, 太陽・雲・若葉デザインの「有機JASマークが小売り店頭にお目見えしよう, としている。また, 小売店など販売店が警告無視した場合の50万円以下, 登録機関や生産行程管理者 (当該農家) の違反に対する1年以下

の懲役もしくは100万円以下の罰金を科されるべく、「法」が適用されるのは、2001年4月1日からである。

遅ればせながら、本資料は、このように多様な問題意識を持って、主としてグリーンプロシューマリズムあるいは「消費」者保護のために、JAS有機法の法文（第1章）についてコメントし、その補足説明にもなる「認定業務マニュアル」有機認証の仕組み（第2章）を紹介し、もってTV報道などの誤解⁽²⁾を解き、かつ農家・生活者に正しい情報を分かりやすく伝達せんとするものである。これは、昨年11月刊の資料「グリーンプロシューマリズムと有機表示（途中経過報告）」（『商経論叢』第40巻第3号）の第2弾となる。

なお、この法文の厳密な詳細は、農水省のホームページをご参照いただきたい。また、比較のための問題意識として念頭に置いた日本有機農業研究会の「基礎基準」については、転換農家への奨励・プラスチック環境ホルモン対策（資材・容器包装 LC）・労働基準・産「消」提携（プロシューマリズム）とヒトの触れあいなどの面で熟慮されているところを、同研究会のホームページ⁽³⁾を開いて、ご検証願いたい。

ちなみに、本資料では、明らかに第1・2章で紹介する資料では語り尽くせない問題が積み残されている。登録認定機関検査員⁽⁴⁾の資格（資料2「認定機関になるための登録基準」[MAF：22/Dec./1999]参照）、特に学歴・職歴の基準の問題、つまり古くから有機農業を実践してきた本当のプロの除外の問題（日本有機農業研究会からの反論あり）、登録認定手続きの問題、市町村が登録認定機関になることから逃げようとしている問題があり、産「消」提携運動・転換中への阻害要因となる問題、輸入有機農畜産物の増加（ニチレイ 1998年 輸入有機約50億円）を誘引してゆく問題などである。これらは、別稿に譲り、今号では、専らJAS有機の定義を明確

に喧伝することに勤めたい。

謝辞：資料をご提供いただいた日本有機農研（上杉・久保田・井上氏）・鈴木博氏・オーガニック認証協会・九州農政局（小野氏）・MAF等の皆さまに感謝申し上げます。

第1章 JAS 有機法

官（農水省）主導の JAS 有機法と民（日本有機農業研究会）主導の有機農業「基礎基準」（注³参照）とはどう違うのか？どちらが、慣行から有機への転換、環境ホルモン対策、A=B=C の相互参画と民主主義達成などの課題を充足しているのか？

本章では、このような問題意識から、JAS 有機法の有機農産物・転換中・加工品についてのホットな基準細則を紹介しておきたい。

今回の JAS 有機法の正式名称は、「有機農産物の日本農林規格」である。序でも挙げているように、2000年1月20日農水省告示（農林水産省告示第59・60号）のそれが6月10日に施行されたのである。本章では、第1節で「有機農産物」、第2節で「加工食品」の日本農林規格を紹介する。

第1節 「有機農産物の日本農林規格」

（農林水産省告示第59号，MAF：20/JAN/2000）

JAS 有機法の制定趣旨は、消費者保護にある。「消費者の健康・安全志向の高まり等を背景に」有機農産物「加工食品の流通が増加…しかし、その中には、原料の生産段階までは有機的に栽培されていても、その流通・加工段階において有機的な方法で取り扱われていたかどうか不明確なまま、消費者に誤認を与えかねないような表示がされている商品も存在して

いる。そこで…特定 JAS 規格を制定」することになったのである。本節では、まず、有機の定義を条文紹介によって、明らかにしておきたい。

(その) 定義：

第 1 条 (目的) 「…有機農産物の生産の方法についての基準等を定める…」以下引用「()」内齋藤)

第 2 条 (有機農産物の生産の原則)

「(1)農業の自然循環機能 (を) 維持増進」するよう、「土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷を…低減した栽培管理方法 (無農薬・無化学肥料) を採用したほ場において生産されること。」

「(2)採取場 (自生農産物採取場) において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。」

第 3 条 (定義) 「有機農産物とは、第 4 条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。」

第 4 条 (規格・基準 [O : Organic 有機農産物, T : Transformation 転換期間中有機農産物])

I 「ほ場の条件」

(1) 「周辺 (慣行生産するほ場) から肥料, 土壌改良資材又は農薬 (除く別表のモノ) が飛来しないように明確に区分されていること。…水田にあっては用水に… (措置) が必要」(O&T)

(2) 「次のいずれか」(O&T)

[1] 「多年生作物(果樹等, 除く牧草)… (の) 場合…最初の収穫前に 3 年以上, それ以外…は播種又は植付け前に 2 年以上(ただし, 無汚染の新開拓地・2 年以上の使用禁止資材 (別表 1・2) 無使用の場合「1 年以上」) の間, 以下 (の) ほ場等 (の) 肥培管理の

基準…種苗の基準及び有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。」(O)

[2] 「転換期間中のほ場(は)収穫前1年以上の間、以下(の)ほ場等(の)肥培管理の基準…種苗の基準及び有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。」(T)

(3) 「採取場は周辺から使用禁止資材が飛来しない…区域で、…採取・前3年以上、使用禁止資材(別表1・2)が使用されていないこと。」(O)

II 「肥培管理」

「ほ場等(含む採取場)…(の)農産物の残さに由来する堆肥の施用その他の…生物の機能を活用した方法のみによって…農地の生産力の維持増進が図られていること(原則自然農法・完全有機農法で、それが不可能なら「別表1(の)肥料及び土壌改良資材のみ(に)」限定)。」(O&T)

III 種苗(「種子, 苗, 苗木, 穂木, 台木」など)

(1) 「ほ場等の条件の基準…肥培管理の基準…有害動植物の防除の基準及び輸送, 選別, 調製, 洗浄, 貯蔵, 包装その他の工程に係わる管理の基準に適合する種苗…を使用すること。ただし…その入手が困難な場合には(例外あり)。」(O&T)

(2) 「組換えDNA技術…を用いて生産されたものでないこと。」(O&T)

IV 有害動植物の防除

(1) 防除についての耕種・物理・生物的防除, または「これら(の)適切(な)組合わせ。」(O&T)

(2) 農薬は, (1)が不可能な場合に限って, 別表2のみ使用可。(O&T)

V 「輸送，選別，調製，洗浄，貯蔵，包装等その他の工程に係わる管理」

- (1) 上の流通過程で有機以外が混入しないように「管理されていること。」(O&T)
- (2) 上の流通過程で「有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は」別表1-2，1-3のみ可(O&T)
- (3) 照射不可(O&T)
- (4) 「農薬，洗浄剤，消毒剤その他の薬剤」汚染防止管理必(O&T)

第5条 表示方法

(1) 次の一つ

- [1] 「有機農産物」
- [2] 「有機栽培農産物」
- [3] 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」
- [4] 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」
- [5] 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」
- [6] 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- [7] 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

〔(注) 「〇〇」には，その一般的な農産物の名称を記載〕

(2) 採取場のものは上の [1] [3] [6] [7] のいずれかを記載。

転換期間中のものは，[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] の前又は後に「転換期間中」と記載。(例「転換期間中有機〇〇」)

別表1-1 「肥料及び土壌改良資材」基準

- (1) 堆肥：「農産物及びその残さ」・「家畜及び家禽排泄物由来」・「食品製造等由来」・「生ゴミ」・「バーク堆肥」＝「天然物資…由来(で)化学的に合成された物質を添加していないもの」

- (2) 粉末：「魚かす粉末」「なたね油かす及びその粉末」「米ぬか油かす及びその粉末」「大豆油かす及びその粉末」「蒸製骨粉」「窒素質グアノ」「乾燥藻及びその粉末」「草木灰」＝「化学的に合成された物質を添加していないもの」
- (3) 鉍石：「炭酸カルシウム肥料」＝「天然鉍石を粉砕したもの（含む苦土炭酸カルシウム）」
- 「硫酸加里」＝「天然鉍物を水洗精製したもの」
- 「天然りん鉍石・硫酸加里苦土」＝「カドミウムは五酸化リンに換算して1 kg 中90mg 以下であること」，
- 「硫酸苦土肥料」＝「ニガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉍石を精製したもの」
- 「水酸化苦土肥料」＝「天然鉍石を粉砕したもの」
- (4) 化石：「貝化石肥料」＝「化学的に合成された苦土肥料を添加していないもの」
- (5) 「石こう(硫酸カルシウム)」「硫黄」「木炭」「泥炭」「ベントナイト」「パーライト」「ゼオライト」「バーミキュライト」「けいそう土壌成粒」「鉍さいけい酸質肥料」
- 「熔せいりん肥」＝「天然物質又は天然物質由来で化学的に合成された物質を添加していないもの」
- (6) 「リン酸アルミニウムカルシウム」＝「カドミウムは五酸化リンに換算して1 kg 中90mg 以下」
- (7) 「塩基性スラグ」「さらし粉」＝「化学的に合成された物質を含まないもの？」
- (8) 「微量元素複合肥料」＝「マンガン，ほう素等微量元素の不足により，作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成

された物質が添加していないもの」

(9) 「塩化ナトリウム」 = 「採掘された塩のみ」

(10) 「その他の肥料及び土壌改良資材」 = 「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物…及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物（生物を含む）であって、天然物質又は天然物質由来で化学的に合成された物質を添加していないもの」

（「木酢」は、タールの発癌性について疑問視され木酢協会が的確に対応できず、今回使用可能資材に入らず。）

別表1—2 「農薬」基準

(1) 「デリス乳剤・デリス粉・デリス粉剤・なたね油乳剤・マシン油エアゾル・マシン油乳剤・硫黄くん煙剤・硫黄粉剤・硫黄/銅水和剤・水和硫黄剤・シイタケ菌糸体抽出物液剤・炭酸水素ナトリウム水溶剤・炭酸水素ナトリウム/銅水和剤・銅水和剤・銅粉剤・液化窒素剤・天敵等生物農薬・性フェロモン剤・誘引剤・忌避剤・クロレラ抽出物液剤・混合生薬抽出物液剤・ワックス水和剤」

(2) 「除虫菊乳剤」 = 「除虫菊から抽出したもの」

(3) 「生石灰」「硫酸銅」 = 「ボルドー剤調合用（の）使用」

(4) 「ガゼイン石灰・パラフィン」 = 「展着剤（用）使用」

(5) 「二酸化炭素剤・ケイソウ土剤」 = 「保管施設で（の）使用」

（注）「農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること」

別表1—3 「調製等資材」基準

(1) 「炭酸カルシウム・水酸化カルシウム・二酸化炭素・窒素・エタノー

ル・ガゼイン・ゼラチン・活性炭・タルク・ベンナイト・カオリン・ケイソウ土・バーライト・DL-酒石酸・L-酒石酸・DL-酒石酸水素カリウム・L-酒石酸水素カリウム・DL-酒石酸ナトリウム・L-酒石酸ナトリウム・クエン酸・微生物由来の調製等資材・酵素・卵白アルブミン・アイシングラス・植物油脂・樹脂成分の調整品・ヘーゼルナッツの殻」

- (2) 「その他の調製等資材」=「農産物の輸送，選別，調製，洗浄，貯蔵，包装等の工程に 必要不可欠である資材であって，天然物質又は天然物質由来するもので化学的に合成された物質を添加していないもの」

第 2 節 「有機農産物加工食品の日本農林規格」

(農林水産省告示第60号，MAF：20/JAN/2000)

第 1 条 (目的) 「…有機農産物加工食品の生産の方法についての基準等を定める…」以下引用「()」内齋藤)

第 2 条 (有機農産物加工食品の生産の原則)

「有機農産物…の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし，物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い，化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けること (が) 基本」

第 3 条 (定義) 「有機農産物加工食品とは，第 4 条の基準を満たす方法により生産された農産物加工食品をいう。」

第 4 条 (規格・基準)

- (1) 「原材料(含む加工助剤)」=以下 [1] ~ [5] のみの使用。

[1] 「有機農産物(その包装，容器又は送り状に格付の表示されているもの)」

[2] 「有機農産物加工食品(その包装，容器又は送り状に格付の表示

されているもの」の)」

[3] [1] [2] 以外の農産物（重量比5%以下，除く遺伝子組換えDNA技術の酵素使用不可，照射不可）。

[4] 「食塩，水」

[5] 「別表1(の)食品添加物」(除く遺伝子組換えDNA技術による添加物)。

(2) 「原材料の使用割合」

[1] 95% ([(0)有機農産物 + (0')有機農産物加工食品 - 食塩 - 水] / 原材料 = 重量比) 以上。

〈分子 = (0) + (0') - 食塩 - 水，分母 = 原材料〉

[2] 別表1の食品添加物は最小限にすること。

(3) 「製造・加工・包装(等) 工程管理」

[1] 製造・加工方法 = 機械的・物理的・生物的方法（遺伝子組換えDNAの酵素使用不可）。

[2] 照射不可。

[3] 別表2の農薬（原材料・製品への混入不可）のみで病虫害防除。

[4] 他の農産物・加工食品との混合不可(しきりやその他の工夫必)。

[5] 加工後の「農薬，洗浄剤，消毒剤」等による汚染防止。

第5条（名称・原材料名表示方法）

(1) 「名称」

[1] O : a 「有機農産物加工食品」

b 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」

c 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

〔注〕「〇〇」には，その一般的な加工食品の名称を記載」

[2] T : 「転換期間中」と [1] の前後に記載（T転換期間中有機農

産物を原材料として使用した加工食品)。

(2) 「原材料名表示」

[1] O：原材料を「有機」等の文字を冠して記載（原材料がO）。

[2] T：原材料を「転換期間中」と記載（原材料がT）。

別表 2-1 食品添加物基準

(1) 「DL-リンゴ酸・L-アスコルビン酸・炭酸カルシウム・炭酸アンモニウム・炭酸マグネシウム・水酸化カルシウム・DL-酒石酸・L-酒石酸・

アルギン酸・アルギン酸ナトリウム・カロブビーンガム・グアーガム・トリアカンソスガム・キサントガム・カラヤガム・ガゼイン・ゼラチン・ペクチン・エタノール・ミックストコフェロール・タルク・ベントナイト・カオリン・ケイソウ土・パーライト・活性炭・窒素・酸素・二酸化炭素」

(2) 「クエン酸」＝「pH 調製剤として使用するもの又は野菜加工品…果実加工品に使用する場合（のみ）」

(3) 「乳酸」＝「野菜加工品に（のみ）」

(4) 「タンニン」＝「ろ過助剤として（のみ）」

(5) 「硫酸」＝「砂糖類製造における抽出水の pH 調製として（のみ）」

(6) 「炭酸ナトリウム」＝「菓子類，砂糖類，豆類の調整品…めん，パン類（用のみ）」

(7) 「炭酸カリウム」＝「果実加工品の乾燥…穀類加工品，豆類の調整品，めん・パン類…菓子類（用のみ）」

(8) 「塩化カリウム」＝「野菜加工品，果実加工品，調味料…スープ（用のみ）」

(9) 「塩化カルシウム」＝「凝固剤（用），食用油脂，農産加工品，果実加

- 工品…豆類調整品 (用のみ)」
- (10) 「塩化マグネシウム・粗製海水塩化マグネシウム」=「凝固剤 (用)
…豆類調整品 (用のみ)」
- (11) 「水酸化ナトリウム」=「pH 調製剤として砂糖類の加工 (用) …穀類
加工品 (用) (のみ)」
- (12) 「水酸化カリウム」=「pH 調製剤として (の) 砂糖類の加工 (用) (の
み)」
- (13) 「DL-酒石酸ナトリウム・L-酒石酸ナトリウム」=「菓子類 (用のみ)」
- (14) 「DL-酒石酸水素カリウム・L-酒石酸水素カリウム」=「穀類加工品・
菓子類 (用のみ)」
- (15) 「リン酸-水素カルシウム」=「膨張剤として (の) 粉類 (のみ用)」
- (16) 「硫酸カルシウム」=「凝固剤として菓子類, 豆類の調整品…パン酵
母 (用のみ)」
- (17) 「アラビアガム」=「食用油脂…菓子類 (用のみ)」
- (18) 「酵素処理レシチン・酵素分解レシチン・植物レシチン・卵黄レシチ
ン」=「漂白処理 (や) 有機溶媒処理 (したものの厳禁)」
- (19) 「二酸化珪素」=「ゲル (や) コロイド溶液 (用のみ)」
- (20) 「ミツロウ・カルナウバロウ」=「分離剤 (用のみ)」
- (21) 「香料」=「化学的に合成されたもの (不可=天然香料基原物質の
み)」
- (22) 「その他の食品添加物」=「1 必要不可欠であること。2 栄養価/品
質の安定性を保持… 3 消費者の判断を誤らせるおそれのないこと。4
天然物質/天然物質に由来し, 化学的に合成された物質を添加してい
ないこと。」

別表 2—2 「農薬」基準

(基準 A 「農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること」)

- (1) デリス乳剤・デリス粉・デリス粉剤・なたね油乳剤・マシン油エアゾル・マシン油乳剤・硫黄くん煙剤・硫黄粉剤・硫黄／銅水和剤・水和硫黄剤・シイタケ菌糸体抽出物液剤・炭酸水素ナトリウム水溶剤・炭酸水素ナトリウム／銅水和剤・銅水和剤・銅粉剤・液化窒素剤・天敵等生物農薬／生物農薬製剤・性フェロモン剤・誘引剤・忌避剤・クロレラ抽出物液剤・混合生薬抽出物液剤・ワックス水和剤
- (2) 「除虫菊乳剤」＝「除虫菊から抽出したもの」
- (3) 「硫酸銅・生石灰」＝「ボルドー剤調合用（の）使用」
- (4) 「ガゼイン石灰・パラフィン」＝「展着剤（用）使用」
- (5) 「二酸化炭素剤・ケイソウ土剤」＝「保管施設で（の）使用」

以上が、JAS 有機法の定義である。この官主導 JAS 有機法は、民主導の「基礎基準」よりも、慣行から有機への転換、環境ホルモン対策、A=B=C の相互参画と民主主義達成などの課題について、小回りが効かず、劣っている、と言わざるをえない。次に、我々はこの定義を充足する意味で、JAS 有機認定を紹介しておきたい。

第 2 章 JAS 有機認定

本当に「消費」者は、JAS 有機ラベルを信じてもいいのか？本章は、第 1 章の有機の定義を補足し、かつ有機農畜産物の認定手続き・検査の「中立性・公平性・独立性」＝信頼性を達成せんとして設けられ、情報公開されている「認定業務マニュアル」の全文を紹介しておきたい。

「有機農産物の生産行程管理者の認定業務マニュアル」

(JAS 有機食品検査指導要領検討委員会, June/2000公示)

有機農産物の生産行程管理者の認定業務マニュアル

(社) 日本農林規格協会

有機食品検査指導要領検討委員会

目 次

	ページ
I 趣旨	1
II 認定業務の組織体制	2
III 認定業務の実施概要	3
IV 認定申請書の受付と書類審査	4
V 実地検査	8
VI 実地検査報告書の作成	17
VII 判定	17
VIII 認定書の交付	18
IX 外国生産行程管理者の認定	19
X 監査	20
XI クレームの処理	21
XII その他	21

I 趣 旨

改正 JAS 法により、農林水産大臣により登録された登録認定機関が生産行程管理者を認定し、これにより認定された生産行程管理者が格付（当該農林物資の生産者が作成する生産についての記録及び生産施設等についての実地の調査その他の調査の結果に基づいて当該農林物資が日本農林規格に適合するかどうかを判定すること。）を行い、JAS マークを付けることとなる。（これにより有機農産物である旨の表示が可能となる。）

この有機農産物の検査・認証制度が円滑かつ的確に運用されるためには、登録認定機関による認定業務が適切な方法により実施され、有機農産物の生産行程管理を適正に行いうる生産者のみが認定されることが重要である。

また、消費者の信頼を確保するためには、登録認定機関の間で検査精度にバラツキが生じないように検査業務の実施方法の標準化を図っていくことが必要である。

このため、有機農産物に関する認定業務マニュアルを作成し、認定業務の実施に当たって行うべき標準的手順、検査の実施方法等を示すことにより、有機農産物の検査・認証制度の適正かつ効率的な運営を図るものである。

II 認定業務の組織体制

登録認定機関は、適正な認定業務を実施するため、次に掲げる事項について規程を定め、組織体制を整備する必要がある。

1. 認定部門の独立性

登録認定機関は、認定業務を実施するための組織体制として、「検査部門」（認定申請者が「有機農産物についての生産行程管理者の技術的基準」（以下「技術的基準」という。）に定められた事項につき実地の調査等により事実確認を行う部門）と、「判定部門」（当該検査結果に基づき、技術的基準に照らして認定するかどうかを判定する部門）の権限及び責任がそれぞれ明確に定められており、かつ、これら両部門間での干渉が行われることのないよう相互に独立していること。

2. 認定に従事する者

認定業務の実施に当たって、書類審査及び実地検査に従事する者とは別の者に判定を行わせるものとしていること。

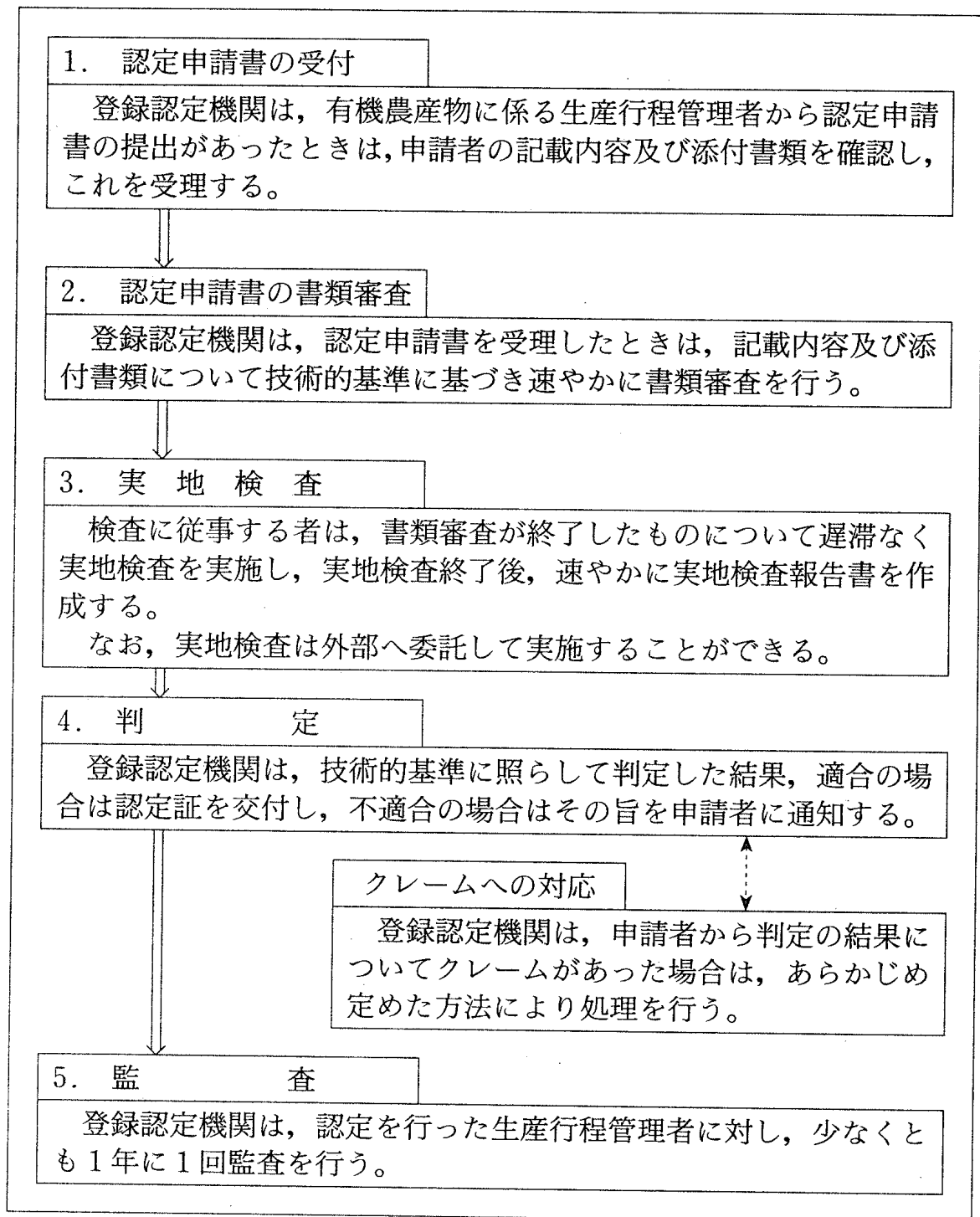
3. 文書管理

登録認定機関は、認定業務にかかる記録（認定申請書・検査報告書・判定結果報告書・監査報告書等）を整理し保持すること。

なお、登録認定機関は、判定に当たって、透明性及び中立性を確保するため幅広く有機農産物の検査・認証制度に知見を有する外部の第三者を含む判定委員会を組織し、その議決により、又はその意見を踏まえて判定を行うことが望ましい。

Ⅲ 認定業務の実施概要

登録認定機関が行う認定業務は、次に示す手順を規程として定め、これに従って実施する。



IV 認定申請書の受付と書類審査

1. 認定申請書の受付

登録認定機関は、申請者の利便を資するため、申請窓口、申請のために必要な書類及び必要な事項をあらかじめ明確に定めておき、問い合わせ等において的確に対応することとする。

認定申請があった場合には、様式上の不備等を速やかに確認してこれを受理するものとし、補正が必要であれば申請者に通知し補正を促す。

○申請者に求める書類は、おおむね以下のとおりとする。

(1) 認定申請書

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 生産管理及び格付を担当する者の氏名・略歴
- ③ 格付を行おうとする農林物資の種類
- ④ 生産を行う場所の所在地、面積

(2) 技術的基準で求められる事項

- ① 管理方針（以下に掲げる事項について規定）
 - ア. 種苗及び資材の入手
 - イ. 肥培管理及び病害虫・雑草防除
 - ウ. 生産に使用する機械・器具
 - エ. 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等の作業
 - オ. 出荷
- ② 以下の事項に関し定められた各種規程
 - ア. 管理方針に基づく管理の実施、その管理記録（以下「生産行程管理記録」という。）の作成並びに生産行程管理記録及び記録事項に係る根拠書類等の作成の日より3年以上の間の保持
 - イ. 認定に係るほ場における年間の生産計画の策定及び認定を行った登録認定機関に対する当該計画の提出
 - ウ. やむを得ない事由により認定に係るほ場が有機農産物の日本農林規格第4条に定めるほ場等の条件に適合しなくなった場合の認定を行った登録認定機関に対する報告
 - エ. 生産管理に係る業務について外部の人又は組織に委託する場合における契約書の作成及び保持

- オ。「有機農産物の生産行程についての検査方法」に基づく格付に係る有機農産物の生産行程の検査
- カ．格付の表示が「飲食料品及び油脂についての格付の表示の様式及び表示の方法」(昭和54年8月18日農林水産省告示1182号)に定める方法で行われており、かつ、名称の表示が有機農産物の日本農林規格第五条に定める方法で適切に行われていることの確認
- キ．不合格品の処分及び格付の表示の管理
- ク．検査結果、不合格品の処分及び格付の表示の管理に関する記録の作成及び当該記録の作成の日より1年以上の間の保持
- ケ．認定に係るほ場におけるそれぞれの作物の収穫時期の終了時における認定を行った登録認定機関に対するケの記録の提出
- コ．認定を行った登録認定機関により実施される監査を受け、その結果に基づき是正措置をとること。

○認定申請書に添付すべき書類はおおむね以下のとおり。

- (1) ほ場周辺図
 - (2) 認定申請対象ほ場地図
 - (3) 水系図あるいは用排水図（水田の場合に限る）
 - (4) 航空防除用作業地図（農薬空中散布実施地域の場合に限る）
 - (5) 生産管理及び格付の組織・機構図
 - (6) 保管等に係る施設の図面
 - (7) その他
2. 書類審査、実地検査及び判定に従事する者の選任
申請者との間で利害関係がある者には、書類審査、実地検査及び判定を行わせない。
3. 書類審査
書類審査の内容は、次のとおりとする。
認定申請書を受理した場合には、速やかに書類審査を行う。
- (1) 認定申請書に記載されている内容が技術的基準に定める事項に適合しているかどうかについて書類により確認する。
- ア 生産施設
- (ア) 当該ほ場が、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬が飛来しないようにどのような措置が講じられているか。

(図面等により河川、道路、水路、畦畔等で確認)

- (イ) 水田に使われる用水に使用禁止資材が混入しないような措置が講じられているか（河川から直接取水、井戸の利用、用排水路の設置状況等により確認）。
- (ウ) 当該ほ場において、「有機農産物の日本農林規格」の基準に適合した栽培が行われてきたか（過去の栽培歴等より確認）。
- (エ) 空中散布等により使用禁止資材が飛来しないか（周辺地図、散布地図等により確認）。

イ 保管等に係る施設

輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等に係る施設が有機農産物以外の農産物と混合しないような広さ及び構造を有しているか（図面又は添付書類により確認）。

ウ 生産管理方針について

適切な管理方針を定めているか（特に以下の事項について確認）。

- (ア) 使用する種苗の範囲及びその入手方法
 - ・有機農産物由来の種苗を用いるか、有機農産物由来のものでない種苗を用いる場合には、そのことについてやむを得ない事情があるか。
 - ・組換えDNA技術を用いて生産されたものは使用していないか。
- (イ) 堆肥その他施用の方法
 - ・当該ほ場等において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用その他の当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られているか。
 - ・上記の方法のみを用いていない場合には、そのことについてやむを得ない事情があるか。また、この場合、「有機農産物の日本農林規格」に定められた肥料及び土壌改良資材のみが使用されているか。
- (ウ) 病害虫・雑草防除の方法
 - ・耕種的防除（作目及び品種の選定等）、物理的防除（光、熱、音の利用等）及び生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物等の利用）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されているか。

- ・上記の方法のみを用いていない場合には、そのことについてやむを得ない事情があるか。また、この場合、「有機農産物の日本農林規格」に定められた農薬のみを使用しているか。
 - (エ) 輸送，選別，調製，洗浄，貯蔵，包装などの作業
 - ・有機農産物以外の農産物が混合しないように管理されているか。
 - ・生産された有機農産物が使用禁止資材により汚染されないように管理されているか。
 - (オ) 出荷作業
 - 有機農産物以外の農産物が混合しないように管理されているか。
 - エ 生産管理の体制
 - 各種規程に基づき生産管理を適切に実施できる体制であるか。
(規程類の内容を確認するとともに生産管理・格付の組織図により適切に実施できる組織になっているか確認)
 - オ 生産管理及び格付を担当する者
 - 生産管理，格付の担当者が定められているか。
その担当者が技術的基準に定める「生産管理並びに格付を担当する者の資格及び人数」に適合しているか。(履歴書等により確認)
 - カ 生産管理及び格付のそれぞれについて責任者が定められているか。
また，責任者が登録認定機関の行う講習を受講しているか。
(登録認定機関から発行される受講終了証等により確認)
- (2) 記載内容に，不明な点がある場合は生産者に連絡し，実地検査時に確認する。

V 実地検査

1. 実地検査の準備

(1) 書類審査時に記載されている内容から、実地検査において特に確認をしなければならない留意点を把握することが重要である。

(2) 実地検査の実施日等の決定

あらかじめ、実地検査の実施日時、面会及び立ち会い者、申請者が準備すべき書類、記録、検査箇所等について、申請者と決めておき、効率的かつ的確な実地検査が行えるようにする。

(3) 実地検査に有効な器具

実地検査報告書を的確に作成するため、ルーペ、カメラ、メジャー、懐中電灯その他必要な器具を携帯することが望ましい。

2. 実地検査

次の表に定めるところによりチェックポイント毎に認定申請書類及び技術的基準との適合性を確認する。

生産施設の概況の把握		
区 分	チェックポイント	確 認 方 法
①ほ場、採取場及び関連する倉庫、選別、調製、包装等施設	○対象となるほ場、採取場の位置及び面積が申請書類記載内容と同様であるか	○申請書類及び図面との照合により確認
	○関連施設の配置、規模が申請書類記載内容と同様であるか	○申請書類及び図面との照合により確認
②対象ほ場等の周辺の状況	○地形、水系、気候、周辺施設、周辺農場と山林等の状況より使用禁止資材の混入や飛来のおそれがないか	○申請書類及び図面により確認

生産施設		
ほ場等		
区 分	チェックポイント	確 認 方 法
①緩衝地帯	○隣接ほ場との間にどのような緩衝地帯が設けられているか	○①畦畔等により一定の間隔を設けている, ②緩衝用に農産物を栽培している, ③防風ネットを設置している等により明確に区分されているか確認
②水田の用水	○用水にどのような方法で使用禁止資材が混入しない措置がとられているか	○河川から直接取水, 井戸水利用, 沼地から取水, 慣行栽培ほ場を流れた用水を利用していない, 入水路と排水用水路が分かれている, 浄化水田(慣行栽培ほ場を通過した用水を利用せざるを得ない場合には, 有機栽培ほ場に用水が流入する直前の水田であって, 使用禁止資材が流入しないような管理その他の措置がとられているものをいう。)が設けられているか等により使用禁止資材が混入しない措置がとられているか確認
③航空防除	○周辺から使用禁止資材が飛来しないか	○航空防除実施地域である場合には, 防除対象外地域に指定されており, かつ, 緩衝地帯が設けられているかどうか確認 ○航空防除実施地域以外である場合には, 使用禁止資材(農薬)の飛来防止の措置がとられているかどうか確認
④採取場	○周辺から使用禁止資材が飛来しないか	○周辺において使用禁止資材が使用されていないことを確認 ○使用禁止資材の飛来防止の措置がとられているか確認
⑤使用禁止資材	○使用資材の購入実態, 保存状況等	○納品書等の書類による確認 ○倉庫における保管状況, 使用禁止資材の利用目的を確認

保管等に係る施設		
区 分	チェックポイント	確 認 方 法
保管等施設	○輸送, 選別, 調製, 洗浄, 貯蔵, 包装等に係る施設は各作業について適切な管理を行うのに支障のない広さ及び構造を有するか	○各施設の図面との照合により広さ及び構造を確認
生産管理及び格付の組織		
生産管理		
区 分	チェックポイント	確 認 方 法
①種苗の入手方法	○有機農産物由来の種苗を用いているか	○管理方針に基づき確認 ○種苗の購入先, 伝票, ラベル, 説明書, パンフレット等により有機農産物由来の種苗であることを確認 ○使用禁止資材が使われていないことを農薬メーカー, 肥料メーカーに問い合わせる等により確認 ○種苗の採取地を確認 ○自家採取の場合は, 採取方法を確認
	○組換え DNA 技術を用いて生産されたものは使用していないか	○管理方針に基づき確認 ○種苗の購入先, 伝票, ラベル, 説明書, パンフレット等により, 組換え DNA 技術を用いて生産されたものでないことを確認
	○有機農産物由来でない種苗を用いている場合には, そのことについてやむを得ない事情があるか	○管理方針に基づき確認 ○種子消毒等がどのような処理がなされているか確認 ○有機農産物由来の種苗が入手できない理由を付しているか確認
②資材の入手方法	○使用可能な資材のみを使用しているか	○管理方針に基づき確認 ○資材の購入先, 購入伝票, ラベル, 説明書, パンフレット等により使用可能資材であることを確認

		○農薬メーカー，肥料メーカーに問い合わせ確認
③資材の保管場所について	○使用可能資材以外の資材を隔離しているか	○資材庫等保管場所にて確認
④資材の持ち込み	○使用可能資材以外の資材は有機農産物を扱う工程に持ち込まないようにしているか	○選別，調製工程等にて確認
⑤肥培管理	○当該ほ場の残さに由来する堆肥の施用が行われているか	○管理方針に基づき確認 ○土壌の硬さ，保水性，腐植度合が適度であるかどうか確認 ○土壌が団粒構造になっているかどうか確認 ○ミミズ（ミミズの糞を含む），アリ，ダンゴムシ，ハサミムシ，クモ，なめくじ等が適度に土壌中に生息しているかどうか確認 ○糸状菌，放線菌の菌糸の張り具合が適度であるかどうか確認 ○作物の根毛が十分発達しているかどうか確認 ○堆肥が完熟しているかどうか確認
	○当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法によっているか	○管理方針に基づき確認 ○土壌の硬さ，保水性，腐植度合が適度であるかどうか確認 ○土壌が団粒構造になっているかどうか確認 ○ミミズ（ミミズの糞を含む），アリ，ダンゴムシ，ハサミムシ，クモ，なめくじ等が適度に土壌中に生息しているかどうか確認 ○糸状菌，放線菌の菌糸の張り具合が適度であるかどうか確認 ○作物の根毛が十分発達しているかどうか確認

	<p>○上記の方法のみを用いていない場合には、そのことについてやむを得ない事情があるかまた、この場合「有機農産物の日本農林規格」に定められた肥料及び土壤改良資材のみが使用されているか</p>	<p>○堆肥が完熟しているかどうか確認</p> <p>○管理方針により確認</p> <p>○肥料及び土壤改良資材の使用状況により確認</p>
<p>⑥病害虫・雑草防除</p>	<p>○耕種的防除（作目及び品種の選定等）、物理的防除（光、熱、音の利用等）及び生物的防除（有害動植物を捕食する動物等利用）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されているか</p>	<p>○管理方針に基づき確認</p> <p>○ほ場周辺に使用禁止資材の容器、空袋等が落ちていないか確認</p> <p>○ゴミ箱等に使用禁止資材の残骸がないか確認</p> <p>○雑草が不自然な枯れ方をしている場所があるかどうか確認</p> <p>○雑草、昆虫、水棲生物の特定の種類だけが繁殖しているかどうか確認</p> <p>○病害虫の被害が出ているかどうか確認</p> <p>○害虫と天敵が同じ地域に生息しているかどうか確認</p> <p>○土壌中に適度に生物が生息しているかどうか確認</p> <p>○葉面に使用禁止資材の痕跡がないかどうか確認</p> <p>○農薬の購入先、伝票、ラベル、説明書、パンフレット等により、使用禁止資材が使われていないことを確認</p> <p>また、必要に応じて以下の例に掲げるような機械的、耕種的、生物的方法により病害虫・雑草防除を行っているかどうか確認</p> <p>○適切な輪作体系及び水田における田畑転換をしている</p> <p>○混植（混作）をしている</p> <p>○病害虫抵抗性品種を選択している</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○対抗植物を活用している ○アイガモ、鯉等の小動物を活用している ○被覆植物を活用している ○温湯種子消毒をしている ○太陽熱又は蒸気等物理的方法により土壌消毒をしている ○不織布を活用している ○誘蛾灯，粘着テープ等を使っている ○麦わら等により被覆している ○カルチベータにより中耕を実施している 	
		<p>○上記の方法のみを用いていない場合には，そのことについてやむを得ない事情があるかまた，この場合「有機農産物の日本農林規格」に定められた農薬のみを使用しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理方針に基づき確認 ○農薬の使用状況により確認
<p>⑦生産に使用する機械・器具</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○有機農産物以外の農産物との混合の防止が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理方針に基づき確認 ○慣行栽培農産物と併用していないかどうか確認 ○併用している場合は，機械・器具を適切な方法により清掃・洗浄を行っているかどうか機械の状況及び聞き取り等により確認
		<ul style="list-style-type: none"> ○使用禁止資材による汚染の防止措置が講じられているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理方針に基づき確認 ○慣行栽培農産物と併用していないかどうか確認 ○併用している場合は，機械・器具を適切な方法により清掃・洗浄を行っているかどうか機械の状況及び聞き取り等により確認 ○オイル漏れ等のないよう機械・器具の整備を的確に行っているかどうか確認 ○機械・器具の設置施設又は格納施設の薫蒸処理その他の有害動物の防除を行う場合は機

		<p>械・器具を移動させる等により汚染を防いでいるかどうか確認</p> <p>○汚染防止のための部品交換を適宜, 行っているかどうか確認</p>
<p>⑧輸送, 選別, 調製, 洗浄, 貯蔵</p>	<p>○有機農産物以外の農産物との混合の防止が図られているか</p>	<p>○管理方針に基づき確認</p> <p>○輸送方法が収穫物の区別が明確になされている方法であるか, また, ラベル, 有機農産物専用箱等の活用により混合防止の管理がなされているか確認</p> <p>○有機農産物を扱うコンベヤや選別ラインは専用になっている等により混合防止の管理がなされているか確認</p> <p>○収穫作業等の時間帯を区分している等により確認</p> <p>○緩衝地帯で収穫されたものを有機農産物と区別して取り扱っているかどうか確認</p> <p>○調製工程が専用になっている等により混合防止の管理がなされているか確認</p> <p>○洗浄方法の確認</p> <p>○貯蔵する場所を有機農産物以外の農産物と区別しているか確認</p>
	<p>○使用禁止資材による汚染の防止措置が講じられているか</p>	<p>○管理方針に基づき確認</p> <p>○使用資材の確認</p> <p>○調製に使う切断用具を専用に行っていることや洗浄していること等により汚染防止の管理がなされているか確認</p> <p>○洗浄の方法の確認</p>
	<p>○有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材が使用禁止資材でないか</p>	<p>○管理方針に基づき確認</p> <p>○調製用等資材の使用状況により確認</p>
	<p>○病虫害防除, 食品の保存, 病原菌除去又は衛生の目的</p>	<p>○管理方針に基づき確認</p> <p>○放射線照射装置の有無の確認</p>

	での放射線照射が行われていないか	○放射線照射を行っていないことを確認
⑨包装	○有機農産物以外の農産物との混合の防止措置が講じられているか	○管理方針に基づき確認 ○包装工程における混合防止の管理がなされているか確認
	○使用禁止資材による汚染の防止措置が講じられているか	○管理方針に基づき確認 ○使用資材の確認
	○有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材が使用禁止資材でないか	○管理方針に基づき確認 ○調製用等資材の使用状況により確認
	○病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないか	○管理方針に基づき確認 ○放射線照射装置の有無の確認 ○放射線照射を行っていないことを確認
	○格付の表示及び名称の表示が適正か	○有機農産物のみ格付の表示及び名称の表示をするようになっているか確認
⑩出荷	○出荷の際、有機農産物の荷口とそれ以外の農産物の荷口が混合しないように区分されているか	○管理方針に基づき確認 ○保管施設については、有機農産物の荷口とそれ以外の農産物の荷口とを区分しているかどうか確認 ○荷口の識別ができるよう札、ラベル等の標識で区分しているかどうか確認
格付の組織		
区 分	チェックポイント	確 認 方 法
①生産行程の検査	○「有機農産物の生産行程についての検査方法」に基づく格付に係る有機農産物の生産行程の検査を行いうる体制・組織を有しているか	○規程に基づき、面談等により確認
②格付の表示	○格付の表示が「飲食料品及び油脂についての格付の表示の様式及び表示の方法」(昭和54年8月18日農林水産省告示1182号)に定める方法で行われており、かつ名称の表示が有機農産物の	○規程に基づき、面談等により確認

	日本農林規格第5条（生産の方法についての基準）に定める方法で適切に行いうる体制・組織を有しているか	
③不合格品の処分及び格付表示の管理	○不合格品の処分及び格付表示を適正に行いうる体制・組織を有しているか	○規程に基づき、面談等により確認
生産管理並びに格付を担当する者の資格及び人数		
区 分	チェックポイント	確 認 方 法
①生産管理及び格付を担当する者	○「有機農産物の生産行程管理者の認定の技術的基準」に定める資格基準に該当する者が置かれているか	○本人との面談等により確認
②生産管理及び格付を担当する者の員数	○当該生産行程管理者の管理に係るほ場の数等に応じて適正な管理を行うのに十分な員数を確保しているか	○面談等により確認
③生産管理及び格付の責任者	○生産管理及び格付のそれぞれの責任者が登録認定機関又はその指定する者が行う講習会において有機農産物の生産行程の管理及び格付に関する課程を終了したもののか	○規程に基づき、面談等により確認

VI 実地検査報告書の作成

1. 実地検査を終了した後は実地検査報告書を速やかに作成し、申請書類に記載されている事項を漏らさず実地で確認しその結果を記載する。
また、重要事項で申請書に記載されていない事実や申請書に記載されている内容と実地検査での相違点があればこれを記載する。
2. 実地検査報告書はその記載内容に基づいて判定が行われることから、判定に必要な情報が盛り込まれ、判定が的確に行われるよう記載されていなければならない。
3. 情報の不足から実地に検査できなかった事項については、その旨を記載する。
4. 実地検査で入手した資料や写真その他判定に資する資料を適宜添付する。

VII 判定

判定は認定申請書、実地検査報告書に基づき、認定の可否を判定する。認定の最終的な可否について、実地検査報告書から判断がつかない場合、その他必要な場合は、実地の検査をした者に追加説明を求めることとする。

判定の結果、技術的基準に不適合の場合は、その旨を理由を付して申請者に通知する。

なお、外部の有識者を加えた判定委員会の設置し、その議決に従って、又はその意見を聞いて判定することが望ましく、この場合には議事録を作成し、保存しておく。

VIII 認定書の交付

判定の結果、技術的基準に適合すると認められる場合は、所定の手続きを経て、申請者に遅滞なく認定書を交付する。認定書には以下の事項を記載する。

(認定書記載事項)

- ・ 認定に係る農林物資の種類
- ・ 認定に係るほ場等の面積、名称及び住所
- ・ 認定番号
- ・ 認定の年月日
- ・ 認定された生産行程管理者の氏名又は名称及び住所

また、登録認定機関は認定を行ったときは、遅滞なく農林水産消費技術センターを經由して農林水産大臣に報告する。

IX 外国生産行程管理者の認定

1. 登録認定機関は外国（我が国と同等の制度を有しておらず登録外国認定機関の設置ができない国を含む）の生産行程管理者を認定することが可能である。

この場合、当該外国における認証機関との委託契約によりその認証機関の検査結果を活用することができるものとする。

この場合、当該認証機関は、次の要件に該当する機関とする。

- (1) 国若しくは地方政府又は国際的に信頼性が確立している機関（ISO, IFOAM 等）により、認証機関として認定され、若しくは登録されている機関（国又は地方政府が自ら認証を行っている場合も含む。）
- (2) 有機農産物に関する認証機関として相当程度の活動実績を有していること。

2. 認定の手順及び方法は、国内の生産行程管理者を認定する場合と同様とする。この場合において、登録認定機関は、委託契約により当該認証機関が作成した実地検査報告書をもって自ら行う実地検査にかえることができるものとする。

X 監査

1. 監査は、少なくとも年に1回実地において行うこととする。また、特に必要があると認められた場合は緊急監査を行うものとする。
監査の手順は認定を行う場合の実地検査の手順に準ずるものとする。
2. この場合、毎年度、生産行程管理者から提出される生産行程管理記録及び検査結果、不合格品の処理及び格付の表示の管理に関する記録を活用するものとする。
組織体制や生産管理に関する規程等に変更がある場合には、その点にも留意して技術的基準との適合性を確認する。
3. 監査を行う者は認定における実地の検査をした者以外の者がその任に当たることが望ましく、また、同一の者が4回以上連続して同一の生産行程管理者の監査に行かないよう配慮する。
4. 監査した結果に基づき監査報告書を作成し、それに基づき判定部門において、引き続き技術的基準に適合しているかどうか判定を行う。
5. 判定結果は速やかに生産行程管理者に通知する。
その場合、改善するところがあれば併せて通知し、改善報告書を求める。
6. 監査の結果、技術的に適合しなくなったと認められた場合、又は監査の過程においてJAS法に違反する行為を行った事実を発見した場合には、その旨を農林水産消費技術センターを經由して農林水産大臣に報告する。

XI クレームの処理

登録認定機関は申請者から判定結果へのクレームがあった場合、クレームの受付窓口、クレーム処理の方法、その他必要事項を定めておき、それに従って処理する。

また、クレーム処理の経緯及び処理の結果を記録してそれを保存する。

XII その他

認定書の再交付

やむを得ない事由により認定に係るほ場が有機農産物の日本農林規格第4条に定めるほ場等の条件に該当しなくなった場合その他の事由により認定に係るほ場を認定の対象から除外する必要がある場合は、当該ほ場を除外し、認定の対象範囲を変更して認定書を再交付するものとする。

おわりに

JAS 有機法の背景については、前にも触れたように、グローバルスタンダード、地球環境保全、高付加価値型アグリビジネスの意図などを配慮した国家の農業政策・消費者保護政策の変容・進歩という観点からの考察が重要である。

我々は、オーガニック認証の必要性と問題点を押さえ、JAS 有機の二面性、つまり悪い GATT ウルグアイラウンド・WTO の農産物の自由貿易化路線上のグローバルスタンダード的側面と良い食糧農業農村基本法自給率の向上・国内環境保全政策的側面の両面を持っておくべきである。

本文の有機の定義・資料に絞れば、「知る権利」については、ニセ表示への小売店警告後の50万円以下の罰金など罰則規定等があり、評価できる。しかし、中間報告で昨年述べたとおり、農薬基準について、魚毒性のあるマシン油などの散布時期（無果実時期にすべき）に触れられていないこと、廃建材の場合ホルムアルデヒド汚染の危険性のない木酢が希釈・散布時期を問わず、削除されているなど問題は残る。有機農家への転換増進については、営農指導・マーケティング指導が盛り込まれておらず、片手落ちになっている。

まじめな従来の有機農業運動＝産「消」提携運動（グリーンプロシューマリズム）を維持・促進できるかどうか、という課題について、産「消」提携運動＝日本有機農業研究会の代表の意見に対応して、1999年5月7日の参議院で「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（＝改正 JAS 法：齋藤）に関する附帯決議」の第4項において「有機食品の表示については、有機農家と消費者の間において信頼関

係が保持されている有機農産物の流通実態に特に配慮すること」という事項が盛り込まれた。その改正 JAS 法第19条の10第1項の細則は次の通りである。

「1 規制の対象：当該農林物資について付されている（容器・包装のシールや送り状などの：齋藤）表示」

「2 規制の対象外：産消提携における現地での看板等による案内や定期的なニュースレターの発行，パンフレットの配布等を通じた生産に関する幅広い情報提供（含む口頭説明：齋藤）」

「3 通達：規制の対象外の内容を明確に示すこと」

この通達について，日本有機農業研究会は，2000年4月21日，「1 当該農林物資について付されている」シールなどの表示以外の「2 規制の対象外」について，農水省食品流通局局長宛てで，次の通りの確認の問い合わせ，譲歩させることに成功した。

「1 規制表示：有機表示シール，容器・包装・送り状に付された有機表示，POP など陳列の有機を知らせる表示」

「2 規制の対象外：①メディア（新聞・雑誌・インターネット等），②チラシ・パンフレット・ニュースレター・看板，③注文案内チラシ，④注文書，⑤野菜ボックスの中のニュースレターでの説明文・写真・イラスト」（[N_{ih}・Y-1325] p.7）。

これらの産「消」提携運動についての除外規定はあるものの，総体的に改正 JAS 法は，グリーンコンシューマリズムを支援するものであり，その改正 JAS がグリーンプロシューマリズムへの発展の契機になるためには，幅広いコープや労働運動などと有機農業運動の連帯によって真の脱環境ホルモンへ向けたコミュニティーを形成する必要がある。その一つが，河野・鈴木両氏も絶賛する産「消」混合型協同組合である。

最後に、認定方法(末尾資料2参照)については、MAFの認可した認証機関⁽⁵⁾(MOA・JONA・AFAS・NOAPA・AXIS・日本有機農業生産団体中央会・オーガニック認証協会・有機農業認証協会 [N_{ih}・N-1₃/Jan/99])が、対象農家に有機農業の意志・コンセプトや農場・農作業の歴史や農場・作物へのインプット・アウトプットの作業などについての必要条項の記入を求め、それに基づいて農場・農家の現場に行き、土壌・周辺環境を監査し、農家に作業記録を求め、土壌検定(アウトソーシングで可、1農薬約1万円の検定料)・腐敗実験などを行い、学識経験者なども含めた第三者的な認証委員会で認証の有無を判定し、当の認証機関のJAS有機(第5条(表示方法と基準)「名称」に基づく)のラベル使用を認定する、というものである。

今後の我々の課題は、新規参入の有機農業集団やオーガニック情勢の進展に対応して、古くからオーガニック栽培を実践してきた農業者/農業組織は、IT⁽⁶⁾活用を初めとして、どのような活動を展開すべきなのか、輸入有機との競争に勝つために、どのようなコミュニティーを形成すべきか、を明らかにすることにある。

——「鶏頭を 打ちて開かむ 彼岸花」(活詩)——

注

- (1) 消費者保護のための「食品の表示・安全性等に関する規制」は、九州農政局の小野勝氏も指摘する通り、JAS法(MAF)・農薬取締法(MAF)・食品衛生法(MW)・計量法(MITI)・不当景品類及び不当表示防止法(公取委)・PL(MITI)などがある。

グリーンプロシューマリズムの観点からは、消費者保護をテコに、さらに生産行程の全容情報開示・農地接近・生産参画を保護する法律にまで、発展させるべきである。

ちなみに、鈴木博氏の MAF の主要都市主婦対象のアンケート調査(「食料品消費モニター調査」1990年)の引用によれば、有機農産物を「購入しない理由として」「近くで売っていない(46%)」「表示が信用できない(16%)」「一般野菜との違いがわからない(14%)」となっている([Suz・H-1] p.241)。産「消」提携という理想のみを追求できない、主婦の社会進出(共働き)や専門流通事業体の参入、一般小売店での販売など多様な流通が生まれた以上、このような「消費」者側の課題をソリューションするマーケティング、とりわけマーケティングコミュニケーションのためにも認証表示は必要なのである。

さて、有機 JAS 法趣旨は次のように、第19条の8に語られている(99年8月 MAF 表示担当者から資料を頂いた)。

「第19条の8：農林水産大臣は…一般消費者がその(JAS規格制定農林物資の)購入に際してその品質を識別することが…必要な…もののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要(から)政令で指定するものについては…その…表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。」()内齋藤

- (2) JAS 有機表示の内容、つまり2000年6月中に施行予定の「有機農産物の日本農林規格」(実質表示は12月以降)について、昨今見られる以下3点のTV報道の誤解を、批判しつつ、正しい理解をしておきたい。

誤解①定義：有機農産物とは「3年以上無農薬・無化学肥料」の農地で生産されたもの。

誤解②農水省ガイドラインとの関連：本年4月1日から有機「規格」に移行する。

誤解③「有機」表示は全て認証が必要になる。

正解：

厳密に言えば、①について「規格」第4条に、「ほ場の条件」「多年生作物…は最初の収穫前に3年以上、それ以外…は播種又は植え付け前に2年以上」と謳われている。つまり、果樹などはもぎ取る前に3年以上、米・野菜などは播種・植え付け前に2年以上である。JAS 転換期間中は、収穫前に1年以上。農水省ガイドラインでは、有機農産物とは収穫前に無農薬・無化学肥料3年以上、転換期間とはやはり収穫前に6ヶ月以上。

②について、ガイドの有機表示は「経過措置」として来年3月末までの猶予期間(本年12月からJASとガイドラインのダブルスタンダードになる)が設けられ、特別栽培は、それ以降も残るが、おってJAS細則に発展解消する予定。

③について、一般市場流通での小売業者や最終消費者が購買時点で眼にする包装・ラベル・POPなどが、農水省認定の国内の認証機関(検査員は最低3年以上営農経験を要す)の第三者認証を要するのであって、生産者・加工業者と消費者の信頼に基づく産直(産「消」携)運動において、トラックのボデーなどに表示する場合は、必要ないのである。

- (3) 日本有機農業研究会の「基礎基準」全文については、同 HP (N_{in}・Yhp-1) 日本有機農業研究会 HP (http://www.jca.apc.org/joaa) をご覧願いたい。
- (4) 検査員には「みなし公務員」として、「中立性 (政治宗教)・公平性 (社会的信頼)・独立性 (社会悪から)」の保持と守秘義務が課される。
- (5) 2000年9月4日現在、MAY による認定機関は次の図表 (資料提供：井上農研) のようなものである。

図表(5) 登録認定機関一覧 (平成12年9月4日現在)

1 林産物関係

登録認定機関の名称	認定を行う農林物資	認定を行う区域	事業所の所在地	問い合わせ先電話番号
財団法人 日本合板検査会	集成材, 単板積層材, 構造用パネル, 枠組壁工法構造用たて継ぎ材, 合板及びフローリング	国内及び外国	東京都港区西新橋1丁目18番17号	03-3591-7438

2 有機農産物及び有機農産物加工食品関係

登録認定機関の名称	認定を行う農林物資	認定を行う区域	事業所の所在地	問い合わせ先電話番号
アイシーエス日本株式会社	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内及び約30カ国の外国等	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央45番14号	045-949-4620
海外貨物検査株式会社	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内, アジア, 北米, 中南米, 欧州, 大洋州, 中近東及びアフリカ	東京都中央区日本橋兜町15番6号	03-3669-5184
財団法人 自然農法国際研究開発センター	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内	静岡県熱海市田原本町9番1号	0557-85-2001
社団法人 全国愛農会	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内	三重県名賀郡青山町別府692番地の3	0595-52-0108
特定非営利活動法人 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内及び34カ国の外国	東京都中央区京橋3丁目5番3号	03-3538-1851
特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体中央会	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内	東京都千代田区外神田5丁目2番1号	03-5812-8055
株式会社アファス認証センター	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内	東京都中央区銀座5丁目10番13号	03-3569-7370
特定非営利活動法人 愛知県有機農業研究会	有機農産物及び有機農産物加工食品	愛媛県, 徳島県, 香川県及び高知県	茨城県今治市郷新屋敷町5丁目4番2号	0898-22-2434
特定非営利活動法人 日本オーガニック農産物協会	有機農産物及び有機農産物加工食品	国内及び21カ国の外国	東京都千代田区神田司町2丁目7番	03-3295-5448

資料1 「知っておきたい有機食品の検査認証制度」(MAF June/2000)



ご存じですか?

これまで、有機農産物の表示については、1992年に「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を制定し、表示の適正化を図ってきたところですが、ガイドラインは強制力を持たないため、依然表示が混乱していることから、消費者、生産者の双方から、第三者機関による認証を受けた有機食品に対する要望が高まってきました。

このため、農林水産省では、改正JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）のもと、有機農産物及び有機農産物加工食品のJAS規格（日本農林規格）を定め、JAS規格に適合するものであるかどうかについて検査を受けた結果、これに合格し、有機JASマークが付けられたものでなければ、「有機栽培トマト」「有機納豆」等の表示をしてはならないこととなる制度を導入することとしました。

今後は、「有機トマト」「有機栽培米」「はれいしょ（有機農産物）」「キャベツ（オーガニック）」「にんじん（有機栽培）」「オーガニックケチャップ」「有機コーヒー」等の表示の付された農産物や加工食品が規制の対象となり「有機低農薬栽培」「有機減農薬栽培」等の有機農産物と紛らわしい表示も規制されることとなります。

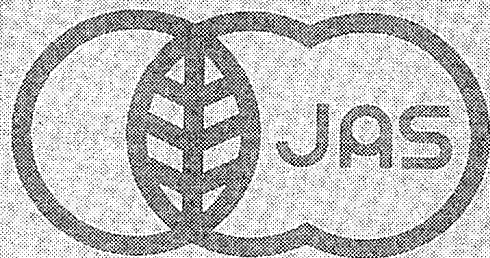
（有機農産物とは）

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植付け前2年以上（多年生作物にあっては、最初の収穫前3年以上）の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物。

（有機農産物加工食品とは）

原材料である有機農産物の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として製造された加工食品。
食塩及び水の重量を除いた原材料のうち、有機農産物及び有機農産物加工食品以外の原材料の占める割合が5%以下であることが必要。

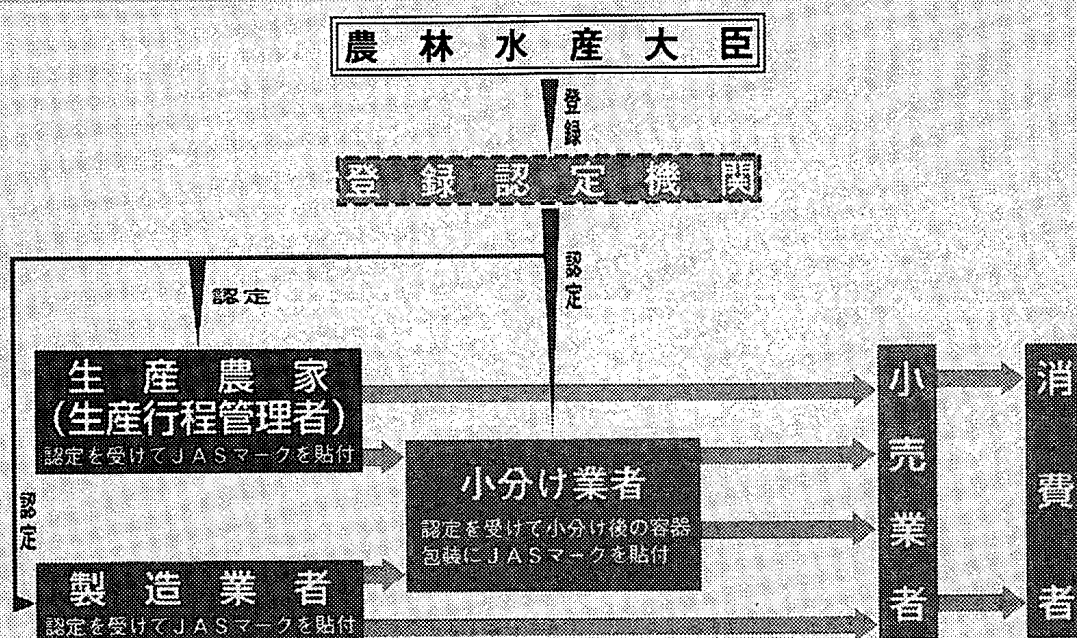
有機JASマーク



登録認定機関名

● 検査認証制度の仕組み ●

農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関（第三者認証機関）が生産行程管理者・製造業者・小分け業者・輸入業者を認定し、認定された生産行程管理者等が自ら格付（当該製品がJAS規格に適合しているかどうかを検査することによって行い、その結果JAS規格に適合していると判定することをいう）を行い、有機JASマークを貼付する仕組みとなります。



JASマークが付いていないものには「有機農産物」、「有機栽培」、「有機〇〇」等の表示を付してはならない

登録認定機関

改正JAS法においては、認定の業務を適切に実施し得るものとして農林水産大臣の登録を受けた法人をいいます。登録認定機関は、生産行程管理者又は製造者からの申請に基づいて、その生産・管理の方法等について調査を行い、ほ場又は工場ごとに認定することとしています。

登録認定機関となるためには、

- ア 申請者が十分な経理的基礎を有する法人であること
- イ 役員、職員等の構成、兼業の内容等が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ウ 認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が農林水産大臣が定める基準に適合するものであること

が必要です。

登録認定機関は、認定に関する業務の実施方法に関し定めた認定業務規程について農林水産大臣の認可を受けなければならないこととしています。

生産行程管理者、製造業者の認定

生産行程管理者又は製造業者は、登録認定機関の認定を受けて、その生産又は製造する有機農産物等について格付を行い、有機JASマークを付けることができます。

※ 生産行程管理者とは、実際にその農産物の生産行程を管理し、又は把握している者をいいます。有機農産物でいえば、それを作る農家（生産者）や生産者組合などがこれに該当します。

生産行程管理者が登録認定機関の認定を受けるためには、有機農産物の生産管理や生産管理記録の作成等を適切に行い得るための体制が整っていることが必要です。

登録認定機関は、その認定した生産行程管理者又は製造業者に対し、定期的に実地の調査を実施し、認定生産行程管理者又は認定製造業者が引き続き認定の基準を満たしていることの確認（監査）を行うこととしています。

有機食品の小分け業者の認定

有機農産物の流通においては、小分け（箱詰めのを小袋詰めにするなど）により包装形態が変化することが考えられますが、この場合には、元の包装、送り状等に付されていた有機JASマークが小分けにより失われることとなるため、小分け後の農産物を有機農産物として流通させるためには、これに有機JASマークを付け直す必要があります。

このため、改正JAS法においては、有機農産物の小分け作業について適切な管理体制を整備している事業者を登録認定機関が認定し、この認定を受けた小分け業者のみが小分け後の農林物資への有機JASマークの再貼付を行い、「有機」表示をすることができる仕組みとしています。

* ポストハーベスト処理、慣行栽培農産物との混合等があった場合の措置

有機JASマークの貼付された有機農産物について、倉庫くん蒸の実施、慣行栽培農産物との混合等、JAS規格への適合性が失われる事態が生じた場合には、当該有機農産物の所有者である生産者、販売業者等はその有機JASマークを除去又は抹消しなければならないこととしています。従ってこのような場合には、これらの農産物に「有機」表示をすることができなくなります。

輸入有機農産物の取扱い

輸入農産物への「有機」表示についても、国内産のものと同様、表示規制の対象とし、「有機」表示のされた農産物に有機JASマークが貼付されていない場合には、輸入業者はこれを販売してはならないこととなります。（有機JASマークが貼付されていないものは、「有機」表示を除去しない限り販売できません。）

輸入有機農産物に有機JASマークを貼付するには、以下の二通りの方法があります。

① 外国生産行程管理者による有機JASマークの貼付

登録外国認定機関（JAS制度と同等の格付制度を有する外国において、国内の登録認定機関と同様の要件を満たす機関として農林水産大臣が登録するもの）による認定を受けた外国の製造業者、生産行程管理者又は小分け業者が有機JASマークを貼付

② 認定輸入業者による有機JASマークの貼付

有機農産物についてJAS制度と同等の格付制度を有する外国において、当該国の制度の下で認証を受けた有機農産物であって、そのことについて当該国の政府機関等が発行する証明書が添付されているものについて、登録認定機関による認定を受けた輸入業者が有機JASマークを貼付

なお、生産行程管理者及び製造業者の場合と同様、登録認定機関はその認定した小分け業者や輸入業者に対しても、定期的に実地の調査を実施し、引き続き認定の基準を満たしていることの確認を行うこととしています。

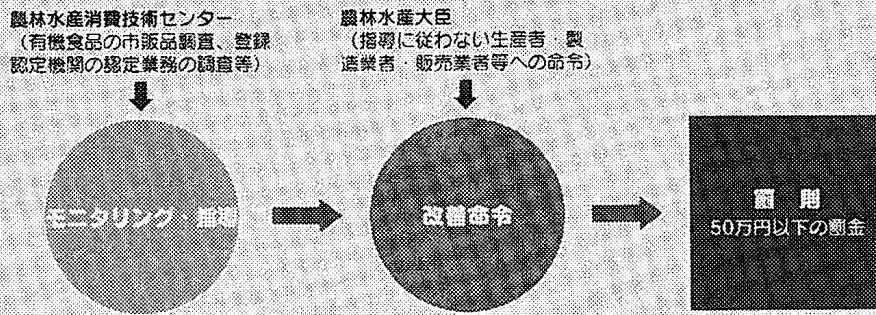
有機食品に関する監視体制について

今回のJAS法改正においては、有機食品についての有機JASマークが付されていない「有機」の表示をしてはならないとの規制が導入されることとなりますが、これがきちんと行われているかどうかは、農林水産消費技術センター等が日常的にモニタリングすることとなります。不適正が発見された場合には指導が行われますが、指導を受けても改善が見られない場合には、農林水産大臣による改善命令が出されます。この命令にも従わない場合には、罰則が課せられることとなります。

なお、生産者が認定を受けずに有機JASマークを貼り付けた場合などにも罰則が課せられることとなります。

モニタリングから罰則までの流れ

(有機JASマークがないのに有機食品である旨表示して販売した場合)



食品表示についてもっと知りたいときの問い合わせ先 ●農林水産省 (本省) 食品表示対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 東京03(3502)6111(内)4663, 4862

●地方農政局		(東京農林水産消費技術センター)	☎046(600)2350
(東北農政局)	☎022(263)1111	〒330-9731 大宮市北袋町1-21-2	
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎		さいたま新都心合同庁舎検査棟	
(関東農政局)	☎048(600)0600	(横浜農林水産消費技術センター)	☎045(201)7431
〒330-9722 大宮市北袋町1-21-2		〒231-0003 横浜市中区北仲通り5-57 横浜第2合同庁舎	
さいたま新都心合同庁舎2号館		(名古屋農林水産消費技術センター)	☎052(232)2029
(北陸農政局)	☎076(263)2161	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-2-2	
〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢合同庁舎		名古屋農林総合庁舎2号館	
(東海農政局)	☎052(201)7271	(神戸農林水産消費技術センター)	☎078(331)7661
〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2		〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1-4	
(近畿農政局)	☎075(451)9161	(岡山農林水産消費技術センター)	☎086(222)6926
〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル		〒700-0907 岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	
(中国四国農政局)	☎086(224)4511	(門司農林水産消費技術センター)	☎093(321)2661
〒700-8532 岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎		〒801-0841 北九州市門司区西海津1-3-10	
(九州農政局)	☎096(353)3561		
〒860-8527 熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎			
●農林水産消費技術センター			
(小樽農林水産消費技術センター)	☎0134(33)5969		
〒047-0007 小樽市港町5-3 小樽港灣合同庁舎			
(仙台農林水産消費技術センター)	☎022(293)3931		
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15			
仙台第3合同庁舎			

監修/農林水産省食品流通局 食品表示対策室

制作/財食生活情報サービスセンター

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町7-14 岡島ビル3F ☎03(3665)0291

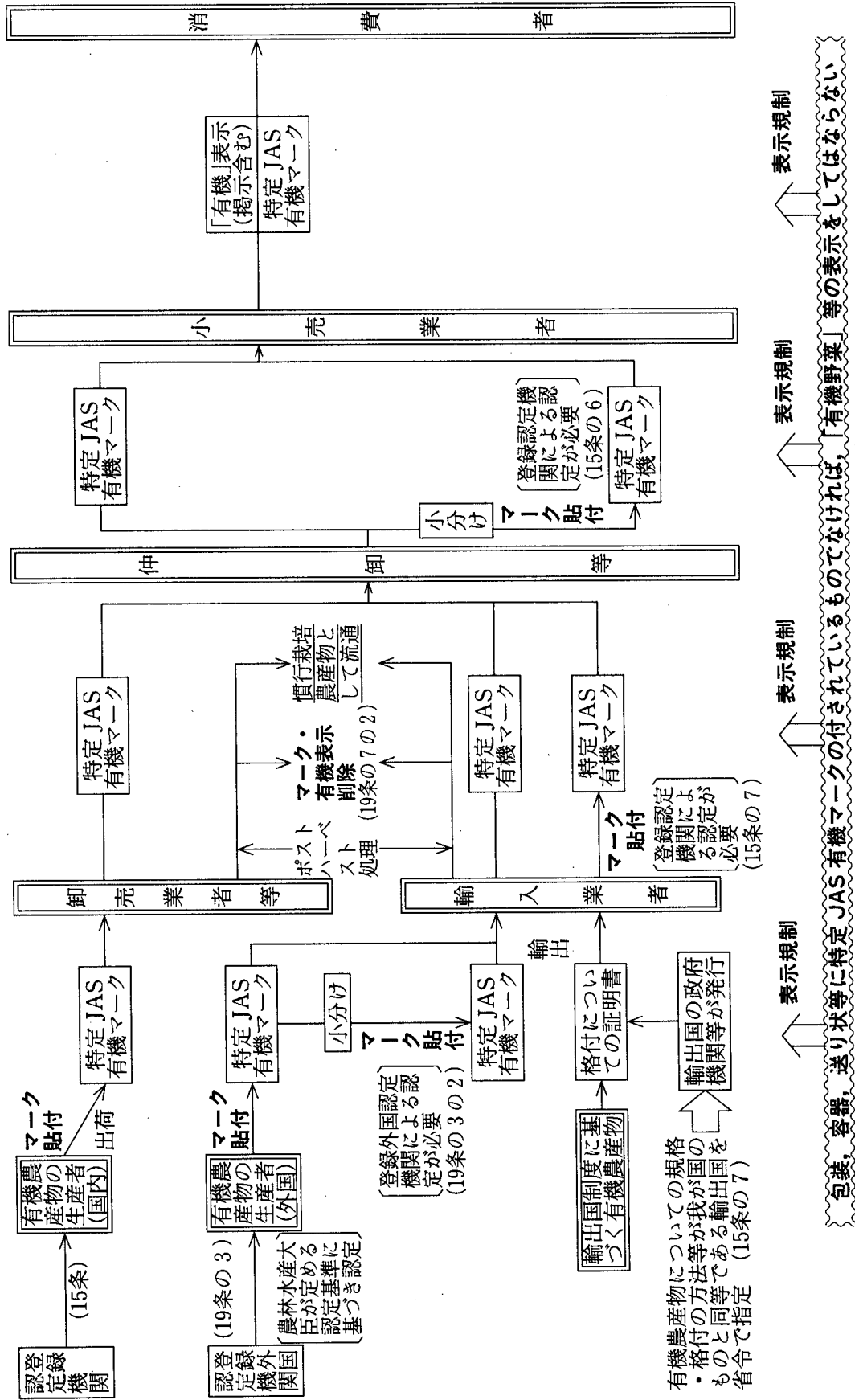
資料2 「生産行程管理記録様式例（有機栽培トマトの場合）」(MAF June/2000)

平成〇〇年 生産行程管理記録

生産行程管理者 〇〇 〇〇	生産者 住所 〇〇市 〇〇-〇 氏名 □□ □□ □□	格付責任者 △△ △△	ほ場番号 〇〇番	作物名(品種) トマト(〇〇〇)	栽培面積 〇〇アール
------------------	-----------------------------------	----------------	-------------	---------------------	---------------

年月日	作業内容	使用種苗・資材			使用機械・器具			特記事項
		種苗及び資材名	数量	入手先	機械：器具名	洗淨・整備方法		
〇月〇日	耕起・施肥	堆肥	〇〇 kg	〇〇肥料(株)	トラクター	使用前水洗い		
〇月〇日	播種	トマト種子	〇〇袋 (〇〇a分)	〇〇農協	手作業	—	有機農産物由来の種苗が入手困難のため、組換えDNA技術を用いて生産されたものではない。	
〇月〇日	定植	トマト苗	〇〇本	—	手作業	—	専用噴霧器使用	
〇月〇日	病虫害防除	〇〇	〇〇リットル	(株)〇〇化学	噴霧器	使用前水洗い		
〇月〇日	除草	—	—	—	手作業	—		
〇月〇日	害虫防除	天敵(オンシツツヤコバチ)	〇〇	(株)〇〇	—	—		
〇月〇日	収穫・輸送・選別	—	—	—	選別機	使用前水洗い	収穫量〇〇 kg 有機農産物を先に選別する。 〇〇 kg 詰段ボール〇〇箱	
〇月〇日	箱詰め	段ボール	〇〇箱	〇〇農協	手作業	—		
〇月〇日	格付・有機JASマークの貼付	有機JASマークシール	〇〇枚	—	手作業	—		
〇月〇日	出荷	—	—	—	トラック	—	出荷量 〇〇 kg 詰段ボール〇〇箱	

資料3 有機農産物の検査・認証・表示の概念図



資料4 「JAS法に基づく登録認定機関及び登録外国認定機関となるための登録基準の制定について」(MAF: 22/Dec/1999)

事 項	基 準
認定に従事する者の資格	<p>認定を行う農林物資に係る認定の技術的基準に関する知識を有し、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校以上の学校又は外国においてこれらと同等以上の学校において飲食料品の製造若しくは加工に関する学科を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、飲食料品の製造、検査又は試験研究に関する3年以上の実務経験(うち2年以上の品質管理、品質保証に関する実務経験)を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校又は外国においてこれらと同等以上の学校において飲食料品の製造若しくは加工に関する学科を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、飲食料品の製造、検査又は試験研究に関する4年以上の実務経験(うち3年以上の品質管理、品質保証に関する実務経験)を有する者</p> <p>(3) 第1号及び第2号のいずれかに該当する者以外の者で、飲食料品の製造、検査又は試験研究に関する5年以上の実務経験(うち3年以上の品質管理、品質保証に関する実務経験)を有する者</p> <p>(4) 第1号から第3号のいずれかに該当する者以外の者で、第1号から第3号に掲げる者と同等以上と認められる資格及び経験を有する者</p>
認定に従事する者の人員	<p>1 審査に従事する者は2名以上で、審査業務を行うに十分な人員</p> <p>2 判定に従事する者は1名以上で、判定業務を行うに十分な人員</p>
認定の業務の管理に関する事項	<p>1 認定業務を適切に実施するための方針を業務指針として定め、これを当該業務に携わる役職員に周知していること</p> <p>2 認定申請者が技術的基準に適合するかどうかを実地の調査等により審査する部門と当該審査結果に基づき認定するかどうかを判定する部門の権限及び責任がそれぞれ明確に定められており、かつ、これら両部門間での干渉が行われることのないよう相互に独立していること</p> <p>3 認定業務の適正な実施を確保するため、中立的に内部監査を行う体制が整っていること</p>

地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準

事 項	基 準
認定に従事する者の資格	<p>認定を行う農林物資に係る認定の技術的基準に関する知識を有し、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校又は外国においてこれらと同等以上の学校において、当該農林物資の種類ごとにそれぞれ別表に掲げる事項に関する学科を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、当該農林物資の種類ごとにそれぞれ別表に掲げる事項に関する指導、検査又は試験研究に関する3年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校又は外国においてこれらと同等以上の学校において、当該農林物資の種類ごとにそれぞれ別表に掲げる事項に関する学科を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、当該農林物資の種類ごとにそれぞれ別表に掲げる事項に関する指導、検査又は試験研究に関する4年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 第1号及び第2号のいずれかに該当する者以外の者であって、当該農林物資の種類ごとにそれぞれ別表に掲げる事項に関する指導、検査又は試験研究に関する5年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 第1号から第3号のいずれかに該当する者以外の者で、第1号から第3号に掲げる者と同等以上と認められる資格及び経験を有する者</p>
認定に従事する者の人員	<p>1 審査に従事する者は2名以上で、審査業務を行うに十分な人員</p> <p>2 判定に従事する者は1名以上で、判定業務を行うに十分な人員</p>
認定の業務の管理に関する事項	<p>1 認定業務を適切に実施するための方針を業務指針として定め、これを当該業務に携わる役職員に周知していること</p> <p>2 認定申請者が技術的基準に適合するかどうかを実地の調査等により審査する部門と当該審査結果に基づき認定するかどうかを判定する部門の権限及び責任がそれぞれ明確に定められており、かつ、これら両部門間での干渉が行われることのないよう相互に独立していること</p> <p>3 認定業務の適正な実施を確保するため、中立的に内部監査を行う体制が整っていること</p>

別表

農林物資の種類	生産区分
有機農産物	農産物の生産
有機農産物加工食品	飲食料品の製造・加工
地 鶏 肉	畜産物の生産

(6) IT活用の産「消」提携運動は、図表(6)の V_2V_2 と R_1R_1 の往復であり、更に、ブラックボックスにおかれた生産現場の V を R に奪還する運動である。

図表(6) 製品と場のR & V

Place Product	R_{01}	V_{02}
R_{10}	R_1R_1	R_1V_1
V_{20}	V_2R_1	V_2V_2

R : Reality, V : Virtual

引用・参考文献・ビデオ・インターネット

- [A_{ma}-1] 天野慶之・高松修・多辺田政弘編『有機農業の事典』三省堂, 1985年。
- [A_{ri}・S-1] 有吉佐和子『複合汚染』新潮社, 1975年(朝日新聞掲載1974年~1975年)。
- [A_{sa}-1'92/10/16 [朝]] 『朝日新聞』'92年10月16日 [朝刊]。
- [B_{ir}・J-1] Birchall Johnston, *Co-op: The People's Business*, Manchester University Press, 1994 (中川雄一郎・杉本貴志訳『コープ: ピープルズ・ビジネス』大月書店, 1997年)。
- [C_{ar}・R-1] Carson Rachel, *Silent Spring*, Hamish Hamilton (London), 1964.
- [C_{ad}・D-1] Cadbury Deborah, *The Feminization of Nature*, Penguin Books Ltd., 1997 (古草秀子訳『メス化する自然』集英社, 1998年)。
- [C_{cof}-1] California Certified Organic Farmers, *California Certified Organic Farmers 1992 Certification Handbook*, California Certified Organic Farmers, 1992.
- [C_{od}・W-1] Coddington W., *Environmental Marketing*, MacGraw-Hill, 1993.
- [C_{oi}・T-1_o] Colborn Theo, Dumanoski Dianne & Myers John P., *Our Stolen Future*, Plum Book, 1997 (first 1996) ([C_{oi}・T-1_t] 長尾力訳『奪われし未来』翔泳社, 1997年)。
- [C_{or}・B-1] Corson Ben and others, *Shopping for A Better World*, Council on Economic Priorities, 1990.
- [C_{ro}・R-1] Crowder Robert, "IFOAM: Compromise becomes realty of organics movement ?," [S_{oi}・H-1_{04/05/1996}].
- <E_{co}・NE-1> エコマネー・ネットワーク事務局 <EcoMoney Network> wysigwyg://6/http://www.ecomoney.net/ecoHP/top.html/2000年6月5日。
- [E_{ga}・S-1] 江上哲『なぜ日本企業は「消費者の満足」を得られないか』日本経済新聞社, 1999年。
- [F_{un}・S-1] 船瀬俊介ほか『買ってはいけない』週刊金曜日, 1999年。

- [F_{ur}・T-1] 古野隆雄『合鴨ばんざい』農文協, 1992年。
- [F_{ur}・T-2] 古野隆雄『アイガモ水稲同時作』農文協, 1997年。
- [H_{ai}・J-1] Hailes J., Elkington J. and Makower J., *The Green Consumer*, Penguin Books, 1988.
- [H_{ai}・J-2] Hailes J., Elkington J., Makower J. and Hill D., *Going Green*, Penguin Books, 1990.
- [H_{at}・T-1] 波多野豪『有機農業の経済学』日本経済評論社, 1998年。
- [H_{on}・S-1] 本間慎ほか『これでわかる農薬キーワード事典』合同出版, 1995年。
- [I_{ke}・K-1] 池崎喜一郎「有機農産物の認証と海外を含めた今後の流通動向について」1999年8月5日。
- [I_{sh}・S-1] 石井慎二編『田舎暮らしの本』(毎月3日発行) JICC。
- [J_{ka}・1] (社)日本農林規格協会・有機食品検査指導要領検討委員会「有機農産物の生産行程管理者の認定業務マニュアル」(MAFによる関係団体への説明会〔於：文京シビック・センター〕資料) 2000年6月29日。
- [K_{at}・T-1] 加藤敏春『エコマネー』日本経済評論社, 1998年。
- <K_{at}・TE-1> 加藤敏春 <エコマネー> <http://www.ecomoney.net/ecoHP/Katou2/sld003.html>/2000年6月5日。
- [K_{ei}・K-1] 経済企画庁経済研究所『あなたの家事の値段はおいくらですか?』大蔵省, 1997年。
- <K_{ei}・KE-1> 経済企画庁経済研究所 <無償労働の貨幣評価について> <http://www.epa.go.jp/j-j/doc/unpaid-j-j.html>, 1999年5月。
- [K_{ei}・R-1] 経団連「経団連地球環境憲章」経団連, 1991年4月23日 ([K_{ei}・R-1_e] KEIDANREN, KEIDANREN GLOBAL ENVIRONMENT CHARTER, April 23, 1991)。
- [K_{ei}・R-2] 経団連「経団連環境アピール」経団連, 1996年7月16日 ([K_{ei}・R-2_e] KEIDANREN, KEIDANREN APPEAL ON ENVIRONMENT, July 16, 1996)。
- [K_{ei}・R-3] 経団連地球環境グループ「企業による環境問題への取り組み状況に関するアンケート調査集計結果」1996年8月15日。
- [K_{en}・J-1] Kennedy John F., “Consumers’ Protection and Interest Program,” Holloway R. J. and Hancock R. S. ed., *The Environment of Marketing Behaviour*, 2nd ed., 1969 (1st ed. 1964)。
- [K_{oh}・N-1] 河野直踐『協同組合の時代』日本経済評論社, 1994年。
- [K_{oh}・N-2] 河野直踐『産消混合型協同組合』日本経済評論社, 1998年。
- [K_{ok}・C-1] 国民生活センター編 (多辺田政弘/榊瀧俊子著)『日本の有機農業運動』日本経済評論社, 1981年。
- [K_{ok}・C-4] 国民生活センター編 (榊瀧俊子/久保田裕子著)『専門流通事業者による有機農産物取扱いの実態』国民生活センター, 1990年。

- [K_{ok}・C-5] 国民生活センター編 (榊瀧俊子/久保田裕子著)『多様化する有機農産物の流通』学陽書房, 1992年。
- [K_{un}・T-1] 国狭武己「環境問題と生産企業について」九州産業大学『経営学論集』第7巻第4号, 1997年3月。
- [K_{ur}・Y-1] 栗原幸夫・小倉利丸編『市民運動のためのインターネット』社会評論社, 1996年。
- [K_{oh}・N-1] 河野直践『協同組合の時代』日本経済評論社, 1994年。
- [K_{oh}・N-2] 河野直践『産消混合型協同組合』日本経済評論社, 1998年。
- [K_{ok}・C-1] 国民生活センター編 (多辺田政弘・榊瀧俊子著)『日本の有機農業運動』日本経済評論社, 1981年。
- [K_{ok}・C-2] 国民生活センター編 (榊瀧俊子・久保田裕子著)『有機農産物流通の多様化に関する研究: デパート・スーパーにおける取扱いの実態と問題点』国民生活センター, 1989年。
- [K_{ok}・C-3] 国民生活センター編 (久保田裕子・浜谷喜美子著)『「食品の安全」とアメリカの消費者運動: 農薬「アラー」の残留問題をめぐって』国民生活センター, 1990年。
- [K_{ok}・C-4] 国民生活センター編 (榊瀧俊子・久保田裕子著)『専門流通事業体による有機農産物取扱いの実態』国民生活センター, 1990年。
- [K_{ok}・C-5] 国民生活センター編 (榊瀧俊子・久保田裕子著)『多様化する有機農産物の流通』学陽書房, 1992年。
- [K_{ow}・J-1] 小若順一『気をつけよう輸入食品』学陽書房, 1988年。
- [K_{ow}・J-2] 小若順一ほか編著『暮らしの安全白書』学陽書房, 1992年。
- [L_{ai}・A-1_o] Laidlaw Alexander Fraser, Co-operatives in the Year 2000 ([L_{ai}・A-1_t] 日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合』日本経済評論社, 1989年)。
- <L_{ee}・TE-1> LETS <Frequently Asked Questions about LETSsystems> <http://www.gmlts.u-net.com/faq.html>/2000年6月5日。
- [M_{ar}・M-1] 丸山真人「循環型経済と地域通貨」『地域開発 (特集=地域通貨による経済循環)』第411号, 1998年12月。
- [M_{AF}・1] 農水省「有機農産物の特定 JAS 規格 (第19条の8に基づく細則) [案]」13/Sep/1999。
- [M_{ea}・D-1_o] Meadows Donella H, Meadows Dennis L, Randers Jorgen, *The Limits to Growth: A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind*, Universe Books, 1972 ([M_{ea}・D-1_t] 大来佐武郎監訳『成長の限界』ダイヤモンド社, 1972年)。
- [M_{ea}・D-2] Meadows Donella H, Meadows Dennis L, Randers Jorgen, *Beyond the Limits: Global Collapse or A Sustainable Future*, Earthcan Publications, 1992。

- [M_{at}・T-1] 松尾匡「地域「通貨」の二大目的間の矛盾と対策」『久留米大学産業経営』第40巻第4号, 2000年3月。
- <M_{at}・TE-1> 松尾匡 <クリーンアップ筑後川> <http://snk.catv.ktarn.or.jp/~yume/> 2000年6月5日 (「は」「を」から2番目=一番右端のBSから2番目の「へ」の字のキーで打ち出すこと)。
- [M_{ik}・T-1] 三上富三郎代表: 環境主義マーケティング研究会編『環境主義マーケティング』日本能率協会, 1991年。
- [M_{iy}・H-1] 三宅均「海外のオーガニック農産物の現状」日本貿易振興会 (JETRO), 1998年7月。
- [M_{in}・W-1] Mintu-Wimsatt Alma & Polonsky Michael J., *Environmental Marketing*, Haworth Press, 1995.
- [M_{in}・W-2] Mintu-Wimsatt Alma & Lozada Hector R. ed., *Green Marketing in a Unified Europe*, International Business Press, 1996.
- [M_{iy}・H-1] 宮田秀明『ダイオキシン』岩波新書, 1999年。
- [M_{iy}・A-1] 宮脇昭『食のエコロジー』NHK出版, 1992年。
- [M_{iy}・A-2] 宮脇昭『衣のエコロジー』NHK出版, 1993年。
- [M_{iz}・Y-1] 水野葉子「オーガニック認証検査について」第一東京青果『青果旬報』第1321号, 1998年8月21日。
- [M_{or}・F-1] 森下二次也監『現代日本の消費生活: 講座・現代日本の流通経済(5)』大月書店, 1984年。
- [N_{ak}・Y-1] 中川雄一郎『イギリス協同組合研究』日本経済評論社, 1984年。
- [N_{akj}・N-1] 中島紀一「有機農産物の基準・認証・表示法制化の動向と課題」『農業市場研究』第7巻第2号, 1999年3月。
- [N_{ak}・K-1] 中村耕三編・訳『欧米における有機農産物に関する基準』農林中金研究センター, 1987年。
- [N_{ak}・K-2] 中村耕三『アメリカの有機農業』家の光協会, 1992年。
- [N_{ak}・I-1] 中西一郎他「有機農業研究議員連盟設立趣意書」1987年2月。
- [N_{ak}・O-1] 中村修編著『農家のための産直読本』農文協, 1993年。
- [N_{em}・E-1] 根元悦子『最新版第二次改定版 まともな食べものガイド』学陽書房, 1997年。
- [N_{ew}・S-1] New Zealand Statistics, *New Zealand Official Yearbook 1996*, New Zealand Statistics, 1996.
- [N_{ih}・K-1] 日本経済新聞社『テラスで読む地球環境読本』日本経済新聞社, 1990年。
- [N_{ih}・G-1] 日本国政府『官報 (号外第9号)』大蔵省印刷局, 2000年1月20日。
- [N_{ih}・N-1] 日本農業新聞社『日本農業新聞』各年月日 (3/Jan/99は1999年1月3日発行)。
- [N_{ih}・S-1] 日本消費者連盟『消費者レポート』各年月 (98/2/7: 1033は1998年2月7日発行, 第1033号)。

- [N_{ih}・Y-1] 日本有機農業研究会編『土と健康』日本有機農業研究会(1971年9月号から毎月刊, たとえば [N_{ih}・Y-1₁₁₁] は『土と健康』No.111, [N_{ih}・Y-1₂₂₂] は『土と健康』No.222)。
- [N_{ih}・Y-2] 日本有機農業研究会編『「有機農業に関する基礎基準2000」とJAS認証制度をめぐる動き』日本有機農業研究会, 2000年(¥1,200-)。
- <N_{ih}・Yhp-1> 日本有機農業研究会 HP <<http://www.jca.apc.org/joaa>>
- <N_{ih}・Ye-1> 日本有機農業研究会 email <joaa@jca.apc.org>
- [N_{is}・H-1] 西岡一『食害: これによいのか子供たちとその未来』合同出版, 1984年。
- [N_{oh}・C-1] 農林中金研究センター(鈴木博・河野直践著)『農協と有機農業』農林中金研究センター, 1988年。
- [N_{oh}・K-1] 農林水産大臣官房調査課編『食料需給表』農林統計協会, 各年。
- [N_{or}・K-1] North Klaus, *Environmental business management*, International Labour Office, 1992.
- <N_{oh}・SE-1> 農林水産省 <<http://www.maff.go.jp>>
- [N_{oh}・C-1] 農林中金研究センター(鈴木博・河野直践著)『農協と有機農業』農林中金研究センター, 1988年。
- [N_{hk}・V-1] NHK《生殖異変: しのびよる環境ホルモン汚染》NHKスペシャル, 1997年11月21日。
- [O_{he}・T-1] 大江正章「有機食品ビジネスと有機食品」『世界』岩波書店, 1997年11月。
- [O_{hh}・T-1] 大橋照枝『環境マーケティング戦略』東洋経済新報社, 1994年。
- [O_{hk}・H-1] 大木英男編『エコロジカルマーケティング』ダイヤモンド社, 1991年。
- [O_{hs}・S-1] 大嶋茂男『環境の世紀の経営学』家の光協会, 1995年。
- [O_{hs}・S-2] 大嶋茂男『永続経済と協同組合』大月書店, 1998年。
- [O_{ka}・N-1] 岡庭昇『飽食の予言』情報センター出版, 1988年, (2)1989年 (3)1990年。
- [O_{tt}・J-1] Ottman Jacquelyn A., *Green Marketing*, NTC Business Books, 1993.
- [O_{tt}・J-2] Ottman Jacquelyn A., *Green Marketing : Opportunity for Innovation*, NTC Business Books, 1998.
- [P_{ea}・K-1_o] Peattie Ken, *Green Marketing*, Longman Group UK, 1992 ([P_{ea}・K-1_t] 三上富三郎監訳『体系グリーンマーケティング』同友館, 1993年。
- [P_{ea}・K-2_o] Peattie Ken, *Environmental Marketing Management*, Pitman Publishing, 1995.
- [P_{oi}・K-1_o] Polanyi Karl, *The Greate Transformation*, Beacon Press, 1957 ([P_{oi}・K-1_t] 吉沢英成/野口建彦/長尾史郎/杉村芳美訳『大転換』東洋経済新報社, 1975年)。
- [P_{oi}・K-2_o] Polanyi Karl, *Dahomey and the Slave Trade*, University of Washington Press, ([P_{oi}・K-2_t] 栗本慎一郎/端信行訳『経済と文明』サイマル出版, 1975年)。

- [P_{oi}・K-3_o] Polanyi Karl (Pearson H. W. ed.), *The Livelihood of Man*, Academic Press, ([P_{oi}・K-3_t] 玉野井芳郎／栗本慎一郎訳『人間の経済 I・II』岩波書店, 1998年).
- [P_{oi}・K-4] Polanyi Karl (玉野井芳郎／平野健一郎編訳)『経済の文明史』日本経済評論社, 1985年。
- [P_{oi}・M-1_o] Polonsky Michael Jay, Mintu-Wimsatt Alma ed., *Environmental Marketing*, Haworth Press, 1995.
- [R_{ob}・J-1_o] Robertson James, *Transforming Economic Life*, The Schumacher Society ([R_{ob}・J-1_t] 石見尚・森田邦彦『21世紀の経済システム展望』日本経済評論社, 1999年) ¥1,200-.
- [S_{ai}・J-2] 齋藤實男『グリーンマーケティングII』同文館, 1997年。
- [S_{ai}・J-3] 齋藤實男「「グリーン」の時代の協同組合とは：「グリーンプロシューマリズム」とネットワーク」『協同組合経営研究月報』No.538, 1998年7月。
- [S_{ai}・J-4] 齋藤實男『グリーンプロシューマリズム』同文館, 1999年10月。
- [S_{at}・M-1] 佐藤誠『阿蘇グリーンストック』石風社, 1993年。
- [S_{at}・H-1] 里見宏ほか『放射線照射と輸入食品』北斗出版, 1990年。
- [S_{ai}・T-1] 佐藤富雄『市民が主役の有機農業』ダイヤモンド社, 1998年。
- [S_{ch}・E-1_o] Schumacher E.F., *Small is Beautiful-A Study of Economics as if People Mattered-*, Blond & Briggs Ltd., 1973 ([S_{ch}-1_t] 齋藤志郎訳『人間復興の経済』佑学社, 1976年).
- [S_{co}・R-1_o] Scott R. A. and Marks N. E. ed., *Marketing and its Environment*, Wadsworth Publishing, 1969.
- [S_{ey}・J-1_o] Seymour John and Giardet Herbert, *Far from Paradise*, British Broadcasting Corporation, 1986 ([S_{ey}・J-1_t] 加藤迪／大島淳子訳『遙かなる楽園』日本放送出版協会, 1988年).
- [S_{ho}・S-1] 食糧の生産と消費を結ぶ研究会編『レポート：アメリカの遺伝子組み換え作物』, 1999年。
- [S_{hu}・K-1₂₇₉] 週刊金曜日編「「買ってはいけない」現象」『週刊金曜日 (279)』, 1999年8月20日。
- [S_{hu}・K-1₃₁₃] 週刊金曜日編「徹底論争」『週刊金曜日 (313)』, 2000年4月28日。
- [S_{od}・O-1] 祖田修『大地と人間』放送大学教育振興会, 1998年。
- [S_{oi}・H-1] Soil & Health Association, *Soil & Health*, (bi-monthly), Soil & Health Association (ex.[S_{oi}・H-1_{04/05/1996}] means published April/May 1996).
- [S_{te}・R-1_o] Steiner Rudolf, *Geisteswissenschaftliche Grundlagen zum Gedeihen der Landwirtschaft: Landwirtschaftlicher Kursus*, Rudolf Steiner-Nachlassverwaltung, 1963 ([S_{te}・R-1_t] 新田義之監・市村温司訳『農業講座』人智出版, 1987年).

- [S_{uz}・H-1] 鈴木博「有機農業の新しい展開方向」九州産業大学『経営学論集』第2巻第3号, 1992年2月。
- [S_{uz}・H-1] 鈴木博『農協の准組合員問題』全国協同出版, 1983年。
- [S_{uz}・H-2] 鈴木博「有機農産物流通における消費者集団の実態」九州産業大学『経営学論集』第3巻第4号, 1993年。
- [S_{uz}・H-3] 鈴木博「岐路に立つ有機農業」『農業大論争』(別冊宝島145号) JICC, 1991年12月。
- [S_{uz}・H-4] 鈴木博「日本における有機農業の発展・変化の軌跡」長崎県立大学国際文化経済研究所『調査と研究』第26巻第1号, 1995年3月。
- [S_{uz}・H-5] 鈴木博「有機農業の現段階と課題」長崎県立大学国際文化経済研究所『調査と研究』第30巻第1号, 1999年3月。
- [S_{uz}・T-2] 鈴木武編『現代流通のダイナミズム』晃洋書房, 1997年。
- [T_{ab}・M-1] 多辺田政弘「地域自給の基礎視角」『国民生活研究』第24巻第2号, 1984年9月。
- [T_{ab}・M-2] 多辺田政弘『コモンズの経済学』学陽書房, 1990年。
- [T_{ag}・R-1] 田上隆一『村のネットワークが農業を変える』日本経済新聞社, 1992年。
- [T_{ak}・O-1] 高松修「輸入食料と収穫後農薬論争」『農業大論争』(別冊宝島145号) JICC, 1991年12月。
- [T_{an}-2] 田内幸一『マーケティング』日経文庫, 1985年。
- [T_{of}・A-1] Toffler Alvin, *The Third Wave*, William Morrow & Co., 1980 (徳山二郎監訳『第三の波』日本放送出版協会, 1980年)。
- [U_{em}・S-1] 植村振作ほか『残留農薬データブック』三省堂, 1992年。
- [U_{me}・S-1] 梅沢昌太郎『農協のマーケティング戦略』日本能率協会, 1984年。
- [U_{me}・S-1] 梅沢昌太郎『農協のマーケティング戦略』日本能率協会, 1984年。
- [W_{at}・R-1] 綿貫礼子『胎児からの黙示』世界書院, 1986年。
- [W_{at}・R-2] 綿貫礼子『毒物ダイオキシン』技術と人間, 1986年。
- [W_{hi}・A-1] White Alison, "Pesticides in Food: NZ Worse than US" *Soil & Health*, Feb./March/1995.
- [Y_{am}・K-1] 山田國廣『エコ・ラベルとグリーン・コンシューマリズム』藤原書店, 1995年。
- [Y_{am}・H-1] 山本久義『ルーラル・マーケティング』同文館, 1999年。
- [Y_{as}・-1] 保田茂『生産者と消費者との提携の方法と意義』農林中金調査研究センター, 1984年。
- [Z_{en}・NV-1] 全国農業協同組合中央会〈農業の担い手をどうするか〉農文協, 1990年代。
- [Z_{en}・NV-2] 全国農業協同組合中央会〈取組もう! 快適なわがむら・まちづくり〉農文協, 1990年代。